

第67回 税理士試験

ズバリ的中!

TAC予想問題 の実績オープン

科目	本試験問題	TAC予想問題
簿記論	(第一問) 問2	→ 実力完成答練 第4回 (第一問)
		実力完成答練 第1回 (第一問) 問1
	(第二問) 問1	→ 実力完成答練 第2回 (第一問) 問3
		直前予想答練 第3回 (第三問)
		全国公開模試 (第二問) 問1
	(第二問) 問2	→ 全国公開模試 (第二問) 問8
		実力完成答練 第3回 (第二問)
	(第二問) 問3	→ 実力完成答練 第1回 (第一問) 問1
		実力完成答練 第2回 (第一問) 問3
		実力完成答練 第1回 (第三問)
財務諸表論	(第三問)	→ 実力完成答練 第2回 (第三問)
		実力完成答練 第4回 (第三問)
		実力完成答練 第6回 (第三問)
		直前予想答練 第2回 (第三問)
	(第三問) 8	→ 実力完成答練 第1回 (第三問) 12
	(第三問) 1(1)	→ 実力完成答練 第2回 (第三問) 1(1)
	(第三問) 2(6)	→ 実力完成答練 第5回 (第三問) 2(3)
	(第三問) 6(2)	→ 全国公開模試 (第三問) 7(3)
	(第三問) 10	→ 全国公開模試 (第三問) 12
	(第三問) 6(1)	→ 実力完成答練 第5回 (第三問) 5
法人税法	(第三問) 4(1)	→ 実力完成答練 第5回 (第三問) 3
	(第三問) 11	→ 直前予想答練 第3回 (第三問) 11
	(第二問) 問1-4	→ 実力完成答練 第4回 (第一問) 3
	(第二問) 問2-1	→ 実力完成答練 第4回 (第一問) 5
	(第一問) 1(1)	→ 直前予想答練 第1回 (第一問) 1
		直前予想答練 第3回 (第一問)
	(第一問)	→ 全国公開模試 (第一問)
		実力完成答練 第1回 問2
	(第二問)	→ 実力完成答練 第4回 問2
		実力完成答練 第6回 問2
所得税法		→ 直前予想答練 第1回 問2
		直前対策補助問題 第1回
		直前対策補助問題 第7回
		直前対策補助問題 第8回 問5
	(第一問)	→ 実力完成答練 第5回 (第一問) 問1
		直前予想答練 第2回 (第一問) 問1
		実力完成答練 第4回 (第一問) 問2
		実力完成答練 第5回 (第二問)
	(第二問)	→ 全国公開模試 (第二問) 問1
		直前対策講義 第2回 補助問題
相続税法		→ 実力完成答練 第3回 (第一問) 問1
	(第一問) 問1	→ 実力完成答練 第2回 (第一問) 問1(1)
	(第二問) 【資料1】 2.	→ 実力完成答練 第2回 (第二問) 【資料1】 2.
	3.(4)	→ 実力完成答練 第2回 (第二問) 【資料1】 3.(1)②
	3.(5)	→ 実力完成答練 第3回 (第二問) 【資料1】 3.(1)
	3.(6)	→ 補助問題 第9回 【資料1】 4.(4)
	3.(7) チ	→ 全国公開模試 (第二問) 【資料1】 3.(9) リ
	3.(7) リ、又、	→ 実力完成答練 第6回 (第二問) 【資料1】 3.(6) ⑥ ⑦
	3.(8)	→ 実力完成答練 第4回 (第二問) 【資料1】 3.(6) ① ②
	3.(9)	→ 実力完成答練 第1回 (第二問) 【資料1】 3.(8)

科目	本試験問題	TAC予想問題
酒税法	(第二問) 1	→ 直前予想答練 第2回 (第二問) 1
	(第二問) A	→ 実力完成答練 第2回 (第二問) H
	(第二問) B	→ 全国公開模試 (第二問) B
	(第二問) C	→ 全国公開模試 (第二問) D
	(第二問) D	→ 全国公開模試 (第二問) H
	(第二問) E	→ 実力完成答練 第3回 (第二問) 5
	(第二問) F	→ 直前講義 第1回・補助問題 (問題) A
	(第二問) G	→ 直前予想答練 第1回 (第二問) 4
	(第二問) H	→ 全国公開模試 (第二問) G
	(第二問) 5	→ 直前予想答練 第2回 (第二問) 9
消費税法	(第二問) 6	→ 実力完成答練 第1回 (第二問) 10
	(第二問) 7	→ 全国公開模試 (第二問) 7
	(第二問) 8	→ 実力完成答練 第2回 (第二問) 7
	(第二問) 9	→ 実力完成答練 第4回 (第二問) 9
	(第二問) 10	→ 実力完成答練 第1回 (第二問) 7
	(第一問) 問1(1)②	→ 実力完成答練 第1回 (第一問) 問1(1)
	(第一問) 問2(3)	→ 理論ドクター P164
	(第一問) 問2(4)	→ 理論ドクター P167
	(第二問) 問1 前提資料 5	→ 上級テキスト(P195) 及び レギュラー-速修テキスト(P87)
	(第二問) 問1 前提資料 1	→ 直前予想答練 第1回 (第一問) 問2①
固定資産税	(第二問) 問1 【資料】 5	→ 全国公開模試 (第二問) 前提資料 1
	(第二問) 問1 【資料】 6	→ 実力完成答練 第2回 前提資料(6)
	(第二問) 問2 【資料】 4	→ 補助問題 第3回 (第二問) 問2
	(第二問) 問2 【付記事項】 (5)②	→ 合格情報補助問題 (第二問)
	(第二問) 問2 【付記事項】 (18)①	→ 直前予想答練 第2回 (第二問) 問1 【資料】 1
	(第二問) 問2 【付記事項】 (19)	→ 補助問題 第2回 (第二問) 【付記事項】 (7)①
	(第一問) 問1	→ 合格情報補助問題 (第二問) 【付記事項】 22①
	(第一問) 問2	→ 合格情報補助問題 (第二問) 【付記事項】 23①
	(第二問) 問1	→ 実力完成答練 第3回 (第一問) 1
	(第二問) 問2	→ 実力完成答練 第2回 (第一問) 問1
事業税	(第一問) 問1	→ 実力完成答練 第1回 (第一問) 1
	(第一問) 問2	→ 直前予想答練 第2回 (第一問) 1
	(第二問) 問1	→ 実力完成答練 第4回 (第二問) 1
	(第二問) 問2	→ 実力完成答練 第2回 (第二問) 問1
	(第一問) 問1	→ 直前対策講義 第1回 (補助問題) 1
	(第一問) 問2	→ 実力完成答練 第2回 (第二問) 問2
	(第二問) 問1	→ 直前予想答練 第1回 (第二問) 2
	(第二問) 問2	→ 直前対策講義 第3回 (補助問題) 1
	(第一問) 問1	→ 直前予想答練 第2回 (第一問) 問1
	(第一問) 問2	→ 実力完成答練 第2回 (第一問) 問1
住民税	(第二問) 問1	→ 実力完成答練 第4回 (第一問) 問2
	(第三問) 問1	→ 実力完成答練 第4回 (第二問)
	(第一問)	→ 全国公開模試 (第一問)
	(第二問)	→ 実力完成答練 第3回 (第一問)
	(第二問)	→ 全国公開模試 (第二問)
	(第二問)	→ 実力完成答練 第4回 (第二問)
	(第二問)	→ 直前予想答練 第2回 (第二問)
	(第二問)	→ 実力完成答練 第1回 (第二問)
	(第二問)	→ 直前予想答練 第2回 (第二問)
	(第二問)	→ 実力完成答練 第2回 (第二問)
雑収	(第一問) 問2	→ 直前予想答練 第2回 (第一問)
	(第二問) 問1	→ 全国公開模試 (第二問)

本試験でズバリ的中!

簿記論

本試験問題

〔第一問〕問2（キャッシュ・フロー計算書）

問2 C社のX1年度（自X1年4月1日、至X2年3月31日）に関連する次の【資料1】～【資料5】に基づいて、以下の空欄①～⑨の金額を答えなさい。ただし、キャッシュ・フローがマイナスになる場合には、金額の前に△を付しなさい。

（解答上の留意事項）

- 1 当該資料から判明すること以外は考慮する必要はない。
- 2 () については各自で推定すること。

【資料1】貸借対照表

貸借対照表 (単位：千円)					
借方	X1年3月31日	X2年3月31日	貸方	X1年3月31日	X2年3月31日
現金	40,500	96,200	買掛金	55,200	48,900
売掛金	129,600	134,100	短期借入金	42,000	36,000
貸倒引当金	△2,340	△2,560	未払法人税等	()	34,500
商品	40,500	()	未払費用	4,000	3,200
前払費用	()	4,200	退職給付引当金	49,200	57,600
未収収益	900	1,200	資本金	120,000	()
建物	156,000	165,000	資本準備金	30,000	38,000
減価償却累計額	△59,400	△78,300	繰越利益剰余金	32,060	97,260
投資有価証券	-	9,600	その他の有価証券評価差額	-	600
長期貸付金	54,000	81,000			
合計	()	()	合計	()	()

【資料2】損益計算書

損益計算書 (単位：千円)	
自 X1年4月1日 至 X2年3月31日	
売上高	540,000
売上原価	①
売上総利益	()
販売費及び一般管理費	
給料	39,000
貸倒引当金	1,300
退職給付費用	10,400
減価償却費	18,900
その他の営業費	21,000
営業利益	()
営業外収益	
受取利息	()
営業外費用	
支払利息	()
税引前当期純利益	()
法人税等	62,300
当期純利益	()

TAC予想問題

●実力完成答練 第4回〔第一問〕

問1 当社（当期はx10年4月1日～x11年3月31日）の【資料1】に基づいて、以下の設問に答えなさい。なお、計算の結果、端数が生じた場合には千円未満を四捨五入すること。また、キャッシュ・アウト・フローとなる場合には金額の前に「△」の符号を付すこと。税効果会計は便宜上、考慮不要とする。

設問1 比較貸借対照表の空欄A～Dに入る金額を答えなさい。

設問2 キャッシュ・フロー計算書（直接法）の空欄①～③に入る金額を答えなさい。

【資料1】財務諸表

比較貸借対照表 (単位：千円)					
借方	前期	当期	貸方	前期	当期
現金預金 () (A)			支払手形・買掛金	48,300	53,100
受取手形・売掛金	152,000	168,000	未払法人税等	12,050	12,500
貸倒引当金	△3,040	△3,360	未払費用	200	230
有価証券	800	1,050	賞与引当金	10,800	12,000
商品	43,200	44,500	社債	28,600	(C)
前払費用	150	170	退職給付引当金	21,200	21,500
有形固定資産	62,000	56,250	資本金	100,000	100,000
投資有価証券 () (B)			利益準備金	3,200	4,200
合計 () ()			繰越利益剰余金	182,230	(D)
			合計	406,580	()

当期の損益計算書 (単位：千円)			
借方	前期	貸方	前期
売上原価	412,000	売上上げ高	980,000
人件費	282,000	有価証券運用益	320
退職給付費用	6,200	有価証券利息	865
賞与引当金繰入額	12,000	償却債権取立益	4,000
減価償却費	7,750	為替差益	690
貸倒引当金繰入額	920	社債買入消却益	55
その他の営業費	186,205	固定資産売却益	600
商品減耗損	300		
社債利息	855		
法人税等	31,320		
当期純利益	46,980		
合計	986,530	合計	986,530

ズバリ的中!

【資料3】キャッシュ・フロー計算書（直接法）

キャッシュ・フロー計算書

自 X1年4月1日 至 X2年3月31日 （単位：千円）

営業活動によるキャッシュ・フロー

営業収入	(②)
商品の仕入による支出	△323,400
人件費の支出	(③)
その他の営業支出	△ 21,600
小計	()

利息の受取額 ()

利息の支払額 ()

法人税等の支払額 (④)

営業活動によるキャッシュ・フロー (⑤)

投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出 △ 9,000

投資有価証券の取得による支出 (⑥)

長期貸付けによる支出 ()

投資活動によるキャッシュ・フロー ()

財務活動によるキャッシュ・フロー

短期借入れによる収入 ()

短期借入金の返済による支出 ()

() (⑦)

財務活動によるキャッシュ・フロー ()

現金及び現金同等物の増減額 ()

現金及び現金同等物の期首残高 40,500

現金及び現金同等物の期末残高 96,220

キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

I 営業活動によるキャッシュ・フロー

営業収入 (①)

商品の仕入れによる支出 (②)

人件費の支出 (③)

その他の営業支出 (④)

小 計 ()

利息の受取額 (⑤)

利息の支払額 (⑥)

法人税等の支払額 (⑦)

営業活動によるキャッシュ・フロー ()

II 投資活動によるキャッシュ・フロー

有価証券の取得による支出 △ 1,500

有価証券の売却による収入 (⑧)

有形固定資産の取得による支出 △12,000

有形固定資産の売却による収入 (⑨)

投資活動によるキャッシュ・フロー ()

III 財務活動によるキャッシュ・フロー

社債の償還による支出 (⑩)

配当金の支払額 (⑪)

財務活動によるキャッシュ・フロー △15,700

IV 現金及び現金同等物に係る換算差額 (⑫)

V 現金及び現金同等物の増加（減少）額 (⑬)

VI 現金及び現金同等物の期首残高 ()

VII 現金及び現金同等物の期末残高 ()

ズバリ的中!

〔第二問〕問1（吸収合併）

問1 甲社（決算日：3月31日）は、X17年4月1日を合併期日として乙社を吸収合併した。以下の【資料】に基づいて、甲社の合併仕訳を解答欄に示しなさい。なお、税効果会計については考慮しない。また、計算上生じる百万円未満の金額は、四捨五入すること。

【資料】

1 当該合併は、甲社を存続会社として乙社を吸収合併する。これは、会計上取得とされ、取得企業は甲社、被取得企業は乙社である。また、合併前日のX17年3月31日における両社の個別の貸借対照表は、次のとおりである。

(X17年3月31日現在) 貸借対照表 (単位：百万円)

資産	甲社	乙社	負債・純資産	甲社	乙社
現金預金	100	100	借入金	400	180
仮払金	1	-	資本金	200	120
土地	899	400	資本剰余金	200	100
			利益剰余金	230	100
			自己株式	△30	-
合計	1,000	500	合計	1,000	500

- 2 上記1の貸借対照表に関して、乙社の土地の時価は500百万円である。また、乙社のその他の資産負債の帳簿価額は時価と一致している。
- 3 甲社は、合併に際して、乙社の研究開発プロジェクトを識別可能資産（評価額50百万円）として計上する。
- 4 当該合併における合併比率は、X17年3月31日の帳簿価額による純資産額と帳簿価額による収益還元価額の平均値を企業評価額の金額とする方法に基づいている。なお、この計算上、自己株式控除後の純資産額を用いることとする。
- 5 甲社のX17年3月31日に終了する過去3年間の平均自己資本利益率は6%であり、乙社のそれは5%である。なお、両社の属する業種の平均自己資本利益率は4%である。
- 6 甲社のX17年3月31日における発行済株式総数は1,000,000株であり、乙社のそれは600,000株である。
- 7 当該合併に際して、甲社は、乙社株主に対する甲社株式の交付を、20,000株は自己株式の処分により行い、残りについては、新株の先行により行った。なお、合併合意日における甲社の1株当たりの株価は1,200円であり、合併期日におけるそれは1,000円である。また、甲社がX17年3月31日において保有する自己株式は20,000株（1株当たりの帳簿価額1,500円）である。そして、甲社の個別の貸借対照表において増加する株主資本については、300百万円を資本金とし、残額を資本剰余金とする。
- 8 当該合併に際して、甲社は、専門家から必要なアドバイスを受けており、この報酬1百万円は、貸借対照表上仮払金で処理している。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕問1

問1 当社はX1年事業年度（X1年4月1日～X2年3月31日）の年度末において、A社を被取得企業とする企業結合（取得と判定される。）を行った。企業結合に関する内容は【資料】のとおりである。これらの資料から解答に必要なものを各自で選別し、(1)～(2)に答えなさい。なお、使用する勘定科目は【勘定科目群】の中から最も適切なものを選択するものとし、個別財務諸表上の処理を問うものとする。

- (1) 仮に企業結合が「吸収合併」であった場合に、企業結合日に当社で必要となる仕訳を答えなさい。なお、交付株式数の算定に用いる交換比率は、当社1：A社0.84とする。
- (2) 仮に企業結合が「株式交換」であった場合に、企業結合日に当社で必要となる仕訳を答えなさい。なお、交付株式数の算定に用いる交換比率は、当社1：A社0.90とする。

【資料】

- 1 当社は、設立時に5,000,000株を発行し、その後自己株式200,000株を@3,000円で取得している。いずれも当事業年度末まで各株式数の増減はない。なお、A社は、設立時に450,000株を発行したのみであり、当事業年度末まで株式数の増減はない。
- 2 X2年3月31日のA社の諸資産及び諸負債の簿価は、諸資産2,450,000千円及び諸負債1,800,000千円、時価は、諸資産2,800,000千円及び諸負債1,710,000千円である。
- 3 X2年3月31日の当社の株価は@4,000円である。
- 4 当社がA社株主に対して交付する株式は（各自算定）株であり、保有自己株式全株の交付と新株の発行による。なお、増加する資本については、資本金を400,000千円とし、残額は資本準備金とする。

●実力完成答練 第2回〔第一問〕問3

問3 当社はX1年度（X1年4月1日～X2年3月31日）の事業年度末において、B社を被取得企業とする企業結合（取得と判定される。）を行った。企業結合に関する内容は【資料】のとおりである。これらの資料から解答に必要なものを各自で選別し、(1)～(3)に答えなさい。なお、(2)と(3)については、個別財務諸表上の処理を問うものとする。

- (1) 次のそれぞれの企業評価額の算定方法に基づいた場合の、当社とB社の交換比率を算定しなさい。なお、基準日はX1年12月31日とする。また、交換比率の解答に際し端数が生じた場合には、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで答えなさい。
- ① 株価基準法
② 収益還元価値法（資本還元率は5%とする。）
③ ①と②の折衷法
- (2) 仮に企業結合が「吸収合併」であった場合に、企業結合日に当社で必要となる仕訳を答えなさい。なお、その他有価証券の振戻処理を示す必要はない。また、交付株式数の算定に用いる交換比率は上記①③の数値を用いる。
- (3) 仮に企業結合が「株式交換」であった場合に、企業結合日に当社で必要となる仕訳を答えなさい。なお、その他有価証券の振戻処理を示す必要はない。また、交付株式数の算定に用いる交換比率は上記①③の数値を用いる。

【資料】

- 1 当社は、設立時に5,000,000株を発行し、X1年12月31日まで株式数の増減はない。B社は、設立時に450,000株を発行しており、X1年12月31日まで株式数の増減はない。当社は、X1年度において、B社の支配を目論み、その発行株式数のうち67,500株を@2,500円で取得（その他有価証券に区分）している。
- 2 X1年12月31日における株価は、当社@2,746円、B社@2,300円である。
- 3 平均利益は、当社428,000千円、B社38,520千円である。
- 4 X2年3月31日におけるB社の諸資産及び諸負債の時価は、諸資産3,000,000千円、諸負債1,900,000千円である。
- 5 当社は、取得したB社株式について、全部純資産直入法により時価評価（X1年度末の時価は@3,400円）している。
- 6 当社が企業結合に際して交付する株式の時価は@4,000円であり、全て新株式の発行による。なお、増加する資本については、資本金を100,000千円とし、残額はその他資本剰余金とする。

ズバリ的中!

●全国公開模試〔第二問〕問1

問1 A社とB社はX2年4月1日を合併期日として合併し、A社が吸収合併存続会社となった。なお、当該合併は取得とされ、A社が取得企業、B社が被取得企業となった。よって、下記の資料に基づいて、A社の吸収合併に関する仕訳を示しなさい。

【資料】

- (1) A社は自己株式700株(帳簿価額37,800千円)を保有しており、移動平均法で単価計算を行っている。

- (2) X2年3月31日現在のB社の個別貸借対照表

貸借対照表				(単位：千円)	
現金	預金	100,000	買掛金	290,000	
土地		300,000	資本	30,000	
			資本準備金	20,000	
			繰越利益剰余金	60,000	
合 計		400,000	合 計	400,000	

- (3) B社の発行済株式総数は3,000株である。吸収合併前にA社はB社株式を保有していない。

- (4) 合併期日におけるA社株式の時価は1株当たり56千円である。A社はB社株主へのA社株式の交付に当たり、交換比率はA社：B社＝1：0.9であり、自己株式を500株処分し、残りは新株を発行した。

- (5) 合併時におけるB社の土地の時価は330,000千円である。その他の資産及び負債に帳簿価額と時価との乖離はない。

- (6) A社の増加すべき株主資本は、資本金を50,000千円、資本準備金を40,000千円、残額をその他資本剰余金とする。

●直前予想答練 第3回〔第三問〕

【資料8】企業結合に関する事項

- 1 当該企業結合(吸収合併)は、甲社を取得企業、乙社を被取得企業とする。

- 2 吸収合併により甲社が取得する資産及び負債は識別可能なものとし、資産の受入額及び負債の引受額は、企業結合日時点の時価とする。

- 3 吸収合併にあたり、対価として甲社の株式を乙社の株主に交付する。なお、交換比率は過去5年の平均利益に基づく収益還元価値法と、合併基準日における株価基準法の折衷法により算定した企業評価額を基準として計算する。

- (1) 過去5年間の平均利益は以下のとおりであり、資本還元率は6.2%である。

	平均利益
甲 社	23,560,000円
乙 社	4,123,000円

- (2) 合併基準日における発行済株式数及び株価は以下のとおりである。

	発行済株式数	1株当たりの時価
甲 社	80,000株	4,500円
乙 社	35,000株	1,800円

- 4 企業結合日における諸資産及び諸負債の時価は以下のとおりである。

	諸 資 産	諸 負 債
甲 社	380,562,000円	121,697,000円
乙 社	105,509,000円	38,109,000円

- 5 企業結合日における発行済株式数及び株価は以下のとおりである。

	発行済株式数	1株当たりの時価
甲 社	80,000株	5,000円
乙 社	35,000株	1,700円

- 6 吸収合併に伴い附加する資本については、資本金を20,000,000円、資本準備金を20,000,000円とし、残額はその資本剰余金とする。

- 7 合併仕訳

借方科目	金 額	貸方科目	金 額
諸 資 産		諸 負 債	
の れ ん	1	資 本 金	
		資 本 準 備 金	
		その他資本剰余金	2

ズバリ的中!

〔第二問〕問2（退職給付会計）

問2 当社は、確定給付型の退職給付制度を採用しており、従業員の退職給付の支払いのために、期末における退職給付債務に未認識数理計算上の差異等を加減した金額から年金資産の金額を子除した金額をもって退職給付引当金を原則法に基づき設定している。下記の【資料】に基づいて、当社の当期（自X16年4月1日～至X17年3月31日）の個別会計における、①当期の「利息費用の金額」、②当期の「長期期待運用収益の金額」、③当期の「退職給付費用の計上」に関する仕訳、④「保険会社から退職者への退職年金支払い」に関する仕訳、及び⑤期末の「退職給付引当金の金額」を解答欄に示しなさい。なお、税効果会計は適用しないものとする。また、計算上生じる千円未満の金額は、四捨五入すること。そして、仕訳が不要の場合には、「仕訳不要」と解答欄の借方の勘定科目欄に明記すること。

【資料】

- (1) 期首における退職給付債務残高は100,000千円である。
- (2) 期首における年金資産の公正な評価額（時価）は60,000千円である。
- (3) 期首における退職給付に関する割引率は5%、長期期待運用収益率は4%である。
- (4) 期首における過去の未認識数理計算上の差異に関連する数値は、次のとおりである。なお、数理計算上の差異は、発生年度末から10年間で均等償却している。

発生年度	発生時の金額
前々期	(有利差異) 10,000千円
前期	(不利差異) 20,000千円

- (5) 当期における勤務費用は5,000千円である。
- (6) 当社から1,000千円及び年金を掛けている乙保険会社から2,000千円が、退職者に対して現金で支給されている。
- (7) 当社から乙保険会社に退職年金の掛金として、3,000千円が支払われている。
- (8) 期末における実際の退職給付債務は120,000千円、年金資産の公正な評価額（時価）は62,000千円である。

〔第二問〕問3（株主資本・株式交換）

- ① 【X16年6月25日】
定時株主総会において、繰越利益剰余金の取崩しによって、次のとおり剰余金の処分に関する決議がなされ、遅滞なく実行された。
㉞ 現金配当200,000千円を支払うこと
㉟ 利益準備金については会社計算規則に定める最低金額を計上すること
- ③ 【10月10日】
当社は、自己株式の一部（帳簿価額50,000千円、売価40,000千円）を売却し、対価は当座預金に入金した。
- ④ 【X17年1月1日】
当社（取得企業）は、Z社との間で株式交換を行った。この際の交換比率は、（当社：Z社）1：0.6である。当社の発行済株式数は40,000株であり、Z社のそれは20,000株である。当該株式交換時におけるZ社の資産の時価は6,000,000千円、負債は2,200,000千円であった。また、株式交換日における当社株式の時価は1株当たり80,000円であった。そして、当該株式交換において増加する株主資本については、半分为資本金とし、残額を資本準備金とする。
- ⑤ 【X17年3月31日】（期末）
・投資有価証券の時価は400,000千円である。税効果会計の適用を行い、法定実効税率は40%とする。
・当期純利益は、100,000千円であった。

●全国公開模試〔第二問〕問8

問8 K社（当期はX5年4月1日～X6年3月31日）は退職金制度として確定給付型の企業年金制度を採用している。K社は「退職給付に関する会計基準」及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」に基づく原則法により、数理計算上の差異は発生年度の翌年から10年の定額法で償却を行っている。よって、以下の資料に基づいて必要な仕訳を示しなさい。なお、税効果会計（法定実効税率40%）を適用する。

【資料】

- 1 期首退職給付債務 292,000千円（割引率（年）1%）
 - 2 期首年金資産時価 260,000千円（長期期待運用収益率（年）2%）
 - 3 当期勤務費用 8,000千円
 - 4 当期掛金提出額 25,000千円（当座預金で処理する。）
 - 5 企業年金支給額 8,000千円
 - 6 数理計算上の差異
 - (1) X3年3月期（X2年4月1日～X3年3月31日）発生額 72,000千円
 - (2) X5年3月期（X4年4月1日～X5年3月31日）発生額 △36,000千円（※）
- ※ △は年金資産の実際運用収益額が期待運用収益額を上回ったためである。
- 7 K社は退職給付引当金の繰入及び期中支出額については営業取引として処理し、その他必要な処理は決算で処理している。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

- 1 配当に関する事項
平成28年6月28日の株主総会において、繰越利益剰余金を原資とする10,000千円の配当金が承認され、直ちに支払を行った。その際、会社法に定める最低額の利益準備金を積立てた。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

- 平成28年5月20日： 自己株式100株を1株あたり9,500円で処分した。なお、1株あたりの平均帳簿単価は10,000円である。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕問1

- 問1 当社はX1年事業年度（X1年4月1日～X2年3月31日）の年度末において、A社を被取得企業とする企業結合（取得と判定される。）を行った。企業結合に関する内容は【資料】のとおりである。これらの資料から解答に必要なものを各自で選別し、(1)～(2)に答えなさい。なお、使用する勘定科目は【勘定科目群】の中から最も適切なものを選択するものとし、個別財務諸表上の処理を問うものとする。
- (1) 仮に企業結合が「吸収合併」であった場合に、企業結合日に当社で必要となる仕訳を答えなさい。なお、交付株式数の算定に用いる交換比率は、当社1：A社0.84とする。
 - (2) 仮に企業結合が「株式交換」であった場合に、企業結合日に当社で必要となる仕訳を答えなさい。なお、交付株式数の算定に用いる交換比率は、当社1：A社0.90とする。

【資料】

- 1 当社は、設立時に5,000,000株を発行し、その後自己株式200,000株を@3,000円で取得している。いずれも当事業年度末まで各株式数の増減はない。なお、A社は、設立時に450,000株を発行したのみであり、当事業年度末まで株式数の増減はない。
- 2 X2年3月31日のA社の諸資産及び諸負債の簿価は、諸資産2,450,000千円及び諸負債1,800,000千円、時価は、諸資産2,800,000千円及び諸負債1,710,000千円である。
- 3 X2年3月31日の当社の株価は@4,000円である。
- 4 当社がA社株主に対して交付する株式は（各自算定）株であり、保有自己株式全体の交付と新株の発行による。なお、増加する資本については、資本金を400,000千円とし、残額は資本準備金とする。

ズバリ的中!

【第三問】

平成X2年2月1日以降の甲社におけるA商品の受払帳は以下のとおりである。

仕入先である乙社から発送された商品には納品書が添付されており、乙社の出荷日（甲社には翌日着荷及び検収）のほか、納品書番号、送付先、商品名と数量が納品書に記載されている。

仕入商品（商品の受入れ）の計上について、甲社は検収基準を採用している。

（単位：個）

月日	受入	払出	残高	備 考
2月1日			7,000	前月繰越
6日	6,000		13,000	仕入（乙社納品書№2902BA）
17日		5,000	8,000	売上
20日	3,000		11,000	仕入（乙社納品書№2902KY）
27日		6,000	5,000	売上
28日		1,000	4,000	売上
3月1日	3,000		7,000	仕入（乙社納品書№2902AW）
10日	2,000		9,000	仕入（乙社納品書№2903GH）
27日		2,000	7,000	売上
30日		1,000	6,000	売上
4月1日	4,000		10,000	仕入（乙社納品書№2903AG）

●実力完成答練 第2回〔第一問〕問3

問3 当社はX1年度（X1年4月1日～X2年3月31日）の事業年度末において、B社を被取得企業とする企業結合（取得と判定される。）を行った。企業結合に関する内容は【資料】のとおりである。これらの資料から解答に必要なものを各自で選別し、(1)～(3)に答えなさい。なお、(2)と(3)については、個別財務諸表上の処理を問うものとする。

- (1) 次のそれぞれの企業評価額の算定方法に基づいた場合の、当社とB社の交換比率を算定しなさい。なお、基準日はX1年12月31日とする。また、交換比率の解答に際し端数が生じた場合には、小数点第3位を四捨五入して小数点第2位まで答えなさい。
- ① 株価基準法
② 収益還元価値法（資本還元率は5%とする。）
③ ①と②の折衷法
- (2) 仮に企業結合が「吸収合併」であった場合に、企業結合日に当社で必要となる仕訳を答えなさい。なお、その他有価証券の振戻処理を示す必要はない。また、交付株式数の算定に用いる交換比率は上記①③の数値を用いる。
- (3) 仮に企業結合が「株式交換」であった場合に、企業結合日に当社で必要となる仕訳を答えなさい。なお、その他有価証券の振戻処理を示す必要はない。また、交付株式数の算定に用いる交換比率は上記①③の数値を用いる。

【資料】

- 1 当社は、設立時に5,000,000株を発行し、X1年12月31日まで株式数の増減はない。B社は、設立時に450,000株を発行しており、X1年12月31日まで株式数の増減はない。当社は、X1年度において、B社の支配を目論み、その発行株式数のうち67,500株を@2,500円で取得（その他有価証券に区分）している。
- 2 X1年12月31日における株価は、当社@2,746円、B社@2,300円である。
- 3 平均利益は、当社428,000千円、B社38,520千円である。
- 4 X2年3月31日におけるB社の諸資産及び諸負債の時価は、諸資産3,000,000千円、諸負債1,900,000千円である。
- 5 当社は、取得したB社株式について、全部純資産直入法により時価評価（X1年度末の時価は@3,400円）している。
- 6 当社が企業結合に際して交付する株式の時価は@4,000円であり、全て新株式の発行による。なお、増加する資本については、資本金を100,000千円とし、残額はその他資本剰余金とする。

●全国公開模試〔第三問〕

4 商品

- (1) 甲社の取扱商品は、A商品のみであり、先入先出法で払出単価を計算している。仕入については、仕入先から商品が届き、品物の数や品質が注文通りであるか確認した（検収）時点で計上している。
- (2) 棚卸資産の評価については、「棚卸資産の評価に関する会計基準」を適用し、通常の販売目的で保有する棚卸資産について収益性低下評価損益を売上原価に含めるものとする。なお、簿価切り下げに伴う収益性低下評価損益について、洗替法を採用する。
- (3) 3月における商品の受払状況は次のとおりである。

月 日	摘 要	仕入数量	仕入単価	払出数量	販売単価
3月1日	前月繰越	4,200個	3,000円		
3月5日	仕 入	5,600個	3,200円		
3月10日	売 上			2,200個	5,100円
3月12日	売 上			2,000個	5,000円
3月16日	売 上			3,300個	5,000円
3月22日	仕 入	5,800個	3,100円		
3月25日	売 上			3,700個	4,800円
3月28日	売 上			1,000個	5,100円
3月30日	売 上			1,100個	5,200円

決算に当たって実地棚卸を行った結果、実地棚卸数量は3,390個であった。

また、収益性の低下の判定については、3月における平均売価（売上計上額を基礎として算定する。）を当該商品の売却市場における合理的な市場価額とし、見積販売直接経費は、当該平均売価の2%とする。

ズバリ的中!

〔第三問〕

3 売掛金

売掛金の期末残高について得意先の丙社に残高確認を実施したところ、甲社の得意先元帳残高2,330千円に対し、丙社の回答金額は2,770千円であった。

差異内容について調査したところ、次のことが判明したので必要な修正を行う。

なお、売上高の計上基準は出荷基準を採用している。

項 目	受入	備 考
甲社における丙社に対する売上げ計上漏れ	500千円	甲社 1月23日出荷分の計上漏れでX銀行・当座預金に4月4日に入金。
甲社における丙社に対する営業費の計上漏れ	30千円	丙社が立て替えた運送費につき、負担すべき甲社の相殺漏れ。
丙社における甲社に対する債引計上漏れ	120千円	甲社 3月15日債引計上分。
丙社における甲社からの仕入計上漏れ	()	甲社 3月27日売上処理分。

〔第三問〕

5. 投資有価証券

投資有価証券の内訳は次のとおりである。

それぞれの銘柄について、その保有目的を判断し、適切に会計処理すること。

税効果会計の適用に当たっては、評価差額を評価差損と評価差益に区分し、銘柄ごとに繰延税金資産又は繰延税金負債を認識する。繰延税金資産の回収可能性に問題はない。

なお、前期末の評価差額金については、期首において振り戻されている。

銘柄	数量	取得原価	時価	実質価額	備考
E社株式	3,000株	4,500千円	3,600千円	—	上場株式
F社株式	1,000株	1,800千円	—	500千円	非上場株式
G社株式	500株	100千ドル	—	—	米国非上場株式
H社株式	200口	62千ドル	—	—	満期保有目的

(1) E社株式を甲社は決算日後1年以内に売却する予定である。

なお、甲社は有価証券の売買を業としておらず、自社に有価証券の短期売買目的のための専用のトレーディング部門を有していない。したがって、帳簿上は当該株式を売買目的有価証券として会計処理していない。

(2) F社株式は財政状態の悪化により実質価額が著しく低下しており、会計及び税務上、回復可能性はないものと考えられる。

(3) G社株式は当期に取得したものであり、取得時の為替相場は100円／ドルであった。

(4) H社社債は平成27年4月1日に取得した額面金額400ドル／口のドル建てゼロクーポン債であり、償還期限は10年、額面金額と取得原価との差額は金利調整差額として定額法により各期の損益に配分する。取得時の為替レートは102円／ドルであった。

(5) 決算日の為替相場は110円／ドル、期中平均相場は105円／ドルである。

〔第三問〕

7. 貸倒引当金

甲社は受取手形及び売掛金の期末残高に対して貸倒引当金を計上している。また、貸倒引当金の会計処理は差額補充法を採用している。

(1) 受取手形及び売掛金のうち一般債権に関しては、発生年度ごとの貸倒実績率の平均値による方法に基づき貸倒見積額を算出しており、発生年度ごとの一般債権に係る貸倒実績率は次のとおりである。

(単位：千円)

	3期前	2期前	前 期	当 期
各期末残高	55,000			
各期貸倒損失		935		
各期末残高		60,000		
各期貸倒損失			780	
各期末残高			59,800	
各期貸倒損失				897
各期末残高				()
各期貸倒損失				()
各期末残高合計	55,000	60,000	59,800	()
各期貸倒損失合計	—	935	780	897

期末債権からの貸倒れは1年以内のサイクルで発生し、過去に1年を超えた長期延滞債権からの貸倒れはない。

当期に適用する貸倒実績率は、3期前から前期までの各期末一般債権残高に対する翌期1年間の貸倒損失の割合の平均値とする。

なお、前期の一般債権に対する貸倒引当金は、決算整理前残高試算表計上額である。

●実力完成答練 第4回〔第三問〕

3 売掛金に関する事項

期末において、甲社の帳簿残高と差異が生じているものは、以下のとおりである。

会社名	回答金額	差異要因
X社	20,196,000円(税込)	X社における未検収額(B商品:25個)1,620,000円(税込)売上割戻
Y社	19,224,000円(税込)	Y社における買掛金決済の未処理額 972,000円(税込)売上返品額(A商品:10個) 864,000円(税込)
Z社	回答なし	民事再生法の適用申請をしていることが判明した。

●実力完成答練 第4回〔第三問〕

6 投資有価証券に関する事項

甲社の保有する有価証券は、次のとおりである。なお、期首振戻処理は適正に行われている。

銘柄	保有区分	持株(口)数	取得価額	1株当たりの当期末時価	備考
C株式	その他	15,000株	13,350,000円	920円	
D株式	その他	6,000株	12,000,000円	980円	注1
E社債	その他	80,000口	7,100,000円	—	注2
F株式	その他	2,000株	110,000ドル	54ドル	注3、5
G社債	満 期	1,200口	116,400ドル	—	注4、5

(注1) D株式は当期において時価が著しく下落し、回復可能性もないため減損処理を行う。

なお、当該減損処理は税務上も損金として算入できるものである。

(注2) E社債は、平成28年12月1日に発行と同時に取得した債券である。当該債券は、債券金額8,000,000円であり、償還日は平成32年11月30日、利払日は5月31日と11月30日の年2回、クーポン利率は年3%である。

(注3) F株式は平成27年5月1日に取得したものである。

(注4) G社債は平成28年10月1日に発行と同時に取得した債券である。当該債券は、債券金額120,000ドルであり、償還日は平成31年9月30日、利払日は3月31日と9月30日の年2回、クーポン利率は年4%である。なお、クーポン利息は適正に処理済である。

(注5) 各時点の為替レート

平成27年5月1日	1ドル＝105円
平成28年10月1日	1ドル＝109円
平成29年3月31日	1ドル＝111円
平成28年10月1日 ～平成29年3月31日	1ドル＝111円(期中平均レート)

●実力完成答練 第2回〔第三問〕

7 貸倒引当金

(1) 甲社は、従来から金銭債権を一般債権、貸倒懸念債権、破産更生債権等に区分して貸倒見積額を算定し、貸倒引当金を差額補充法により設定している。なお、決算整理前残高試算表の貸倒引当金はすべて前期末において一般債権に区分した債権に關して計上したものである。また、当期末において貸倒懸念債権に区分される債権はない。

(2) 一般債権に該当する受取手形及び売掛金については、債権残高に次に示した算式で算定した貸倒実績率を乗じた額を貸倒見積額とする。

$$\left(\frac{\text{前々期の貸倒発生額}}{\text{前々期の債権期末残高}} + \frac{\text{前期の貸倒発生額}}{\text{前期の債権期末残高}} + \frac{\text{当期の貸倒発生額}}{\text{当期の債権期末残高}} \right) \div 3$$

なお、前々々期以降の各期における債権の期末残高及び貸倒発生額は次のとおりである。

	前々々期	前々期	前 期	当 期
債権期末残高	145,110,000	152,880,000	156,030,000	—
貸 倒 発 生 額	—	4,788,633	4,280,640	4,524,870

(注) 債権の平均回収期間は3ヶ月である。

(3) 破産更生債権等については、債権残高の全額を貸倒見積額とする。

〔第三問〕

6. 賞与引当金

平成X2年7月の賞与支給額は、労使交渉の結果30,000千円と見積もられており、賞与引当金の計算は月割による。

賞与に係る社会保険料等の会計負担額を10%として賞与引当金に含め計算し、損益項目は人件費勘定にて処理する。

決算整理前残高試算表の賞与引当金には前期末の残高が計上されている。

源泉所得税等は無視し、賞与引当金には税効果会計を適用する。

〔第三問〕

8. 退職給付引当金

甲社は退職給付制度として企業年金制度を採用している。

甲社は従業員数が比較的小規模な企業等に該当し、高い信頼性をもって数理計算上の見積りを行うことが困難であるため、退職給付に関する会計基準に基づく簡便な方法を用いて計算している。

なお、簡便な方法の適用に当たっては、直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法を採用し、税効果会計を適用するが、将来減算一時差異に係る繰延税金資産は、全額回収可能と判断できる。

(単位：千円)

平成X1年3月31日現在	
年金財政計算上の数理債務	30,500
年金資産の公正な評価額(時価)	15,500
平成X1年4月1日から平成X2年3月31日	
掛金拠出額(決算整理前残高試算表の仮払金勘定に計上)	335
年金資産の運用益	()
平成X2年3月31日現在	
年金財政計算上の数理債務	32,800
年金資産の公正な評価額(時価)	16,300

●直前予想答練 第2回〔第三問〕

8 賞与引当金に関する事項

甲社の賞与支給対象期間は毎年6月から11月と12月から5月であり、支給月は12月と6月である。平成29年6月には総額で2,847,000円の賞与を支給する見込みである。この金額のうち当期負担分を賞与引当金として計上する。また、当該賞与引当金に対する法定福利費の会社負担額は10%として計算し、未払費用として計上する。

なお、賞与引当金とそれに係る未払費用について税効果会計を適用する。

●実力完成答練 第1回〔第三問〕

8 退職給付に関する事項

(1) 甲社は内職一時金制度及び企業年金制度を採用している。甲社は従業員が300人未満であるため、退職給付に関する会計基準における簡便法で退職給付の処理を行っている。なお、甲社が採用している簡便法は、退職一時金制度については期末自己都合要支給額、企業年金制度については年金財政計算上の責任準備金を退職給付債務とする方法である。

(2) 前期末の退職給付に関する状況は次のとおりである。

期末自己都合要支給額 15,736,000円
年金財政計算上の責任準備金 10,490,000円
年金資産時価 8,392,000円

(3) 当期中の退職給付に関する状況は次のとおりである。なお、甲社は退職一時金支給額及び年金掛金拠出額をその他営業費に計上している。

退職一時金支給額 986,000円
企業年金支給額 740,000円
年金掛金拠出額 1,120,000円

(4) 当期末の退職給付に関する状況は次のとおりである。

期末自己都合要支給額 16,128,000円
年金財政計算上の責任準備金 10,940,000円
年金資産時価 8,812,000円

(5) 退職給付引当金について税効果を認識する。なお、決算整理前残高試算表の繰延税金資産は、すべて退職給付引当金に係るものである。

●実力完成答練 第6回〔第三問〕

9 退職給付会計に関する事項

(1) 当社は退職一時金及び企業年金制度を採用しており、退職給付費用の計算は簡便な方法(退職一時金については、期末自己都合要支給額を退職給付債務とし、企業年金制度については、直近の年金財政上の責任準備金を退職給付債務とする方法)によっている。なお、平成29年3月31日付で退職した従業員に対して、平成29年4月4日に退職金820,000円を支払っている。

項 目	前期末	当期末	備 考
期末自己都合要支給額	270,000,000円	320,000,000円	
年金財政上の責任準備金	350,000,000円	380,000,000円	
年金資産の時価	120,000,000円	195,000,000円	公正評価額
退職給付引当金	()円	()円	

(注) 前期末における未認識会計基準変更時差異は150,000,000円(損失)であり、平成23年3月期から12年間で均等償却している。

(2) 退職給付引当金に対して税効果会計を適用する。

ズバリ的中!

〔第三問〕

9. 為替予約

平成X2年3月15日に、今後予定している100千ドルの商品の輸入取引について円安による為替リスクをヘッジするため、平成X2年5月15日を限月とする100千ドルの買建て為替予約を行った。

輸入予定日は平成X2年4月15日で、決済予定日は平成X2年5月15日である。

この為替予約は実行可能性が極めて高いものであり、金融商品会計基準のヘッジの要件を満たしているものとする。なお、為替レートは次のとおりである。

月 日	直物為替相場	先物為替相場
3月15日	109円／ドル	106円／ドル
3月31日	110円／ドル	108円／ドル

為替予約に係る会計処理が未了のため、デリバティブである為替予約を金融商品会計基準に従って原則法で処理する。

繰延ヘッジ損益には税効果会計を適用する。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕問4

問4 下記の資料に基づき、当社（会計期間は4月1日～3月31日）の行った一連の取引について会計処理を分析し、空欄①～⑤に入る金額を答えなさい。

【資料1】会計処理（単位：千円）

- (1) x1年3月1日 x1年5月1日に予定されている機械装置300千ドルの輸入取引について、円安によるコスト増加をヘッジする目的で、代金決済が予定されるx1年5月31日を決済日とする300千ドルの為替予約を行った。当該機械装置の輸入取引は実行されることが確実であり、ヘッジ会計の要件も満たしている。為替予約については繰延ヘッジにより会計処理を行い、税効果会計（実効税率40%とする。）を適用する。

- (2) x1年3月31日 決算日を迎えた。

(借) (貸) (繰延ヘッジ損益) ①

- (3) x1年5月1日 機械装置300千ドルのドル建輸入取引を行った。

(借) (貸) (未払金) ①

(借) (繰延ヘッジ損益) ③ (貸)

(借) ④ (貸) (繰延ヘッジ損益)

- (4) x1年5月31日 未払金及び為替予約が決済された。

(借) (未払金) (貸) (現金預金)

(借) (現金預金) (貸) ⑤

【資料2】直物レート及びx1年5月31日を決済日とする予約レート

日付	直物レート	予約レート
x1年3月1日	1ドル＝107円	1ドル＝105円
x1年3月31日	1ドル＝108円	1ドル＝106円
x1年5月1日	1ドル＝106円	1ドル＝104円
x1年5月31日	1ドル＝109円	

スバリの的中!

財務諸表論

本試験問題

〔第三問〕

8 従業員賞与に関する事項

従業員賞与については、平成29年6月の夏期賞与の支給額が129,000千円と見込まれており、当期に負担すべき金額を賞与引当金として計上する。なお、支給対象期間は平成28年12月1日から平成29年5月31日である。また、決算整理前残高試算表の賞与引当金は前期末残高であり、平成28年6月の支給分は全額を販売費及び一般管理費の従業員給与及び賞与に計上している。賞与引当金に対する法定福利費の会社負担額は考慮する必要はない。

税務上、賞与引当金は一時差異に該当し、繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。

〔第三問〕

【資料3】 決算整理の未済事項及び参考資料

1 現金及び預金に関する事項

(1) 期末日において会社金庫に以下のものが保管されていた。

(単位：円)

紙幣及び硬貨	200,000
自己振出の未渡小切手	120,000
他人振出の当座小切手	80,000
収入印紙	60,000
郵便切手	15,000
合 計	475,000

〔第三問〕 2

(5) 得意先D社に対する営業債権は、前期において回収に重大な問題が生じたため、貸倒懸念債権に区分し、取引を停止していたが、同社は平成28年10月に民事再生法の適用を申請し、平成29年2月に再生計画が決定された。債権の90%が切り捨てられ、残り10%については当期から5年間で均等返済されることとなった。D社に対する債権は受取手形13,125千円及び売掛金2,175千円であるが、再生計画決定に伴う会計処理は未済である。また、再生計画に基づく当期分の返済額306千円は入金済であるが仮受金に計上されている。

なお、再生計画が決定されたとはいえ、D社の再建は不透明であり、債権は破産更生債権等に属するものとし、今後の分割返済額については、決算期以後1年以内に返済期限が到来するものについても、その全額を投資その他の資産に計上するものとする。

TAC予想問題

●実力完成答練 第1回〔第三問〕

12 従業員賞与に関する事項

従業員賞与については平成29年6月の夏期賞与（支給対象期間は平成28年12月から平成29年5月）の支給額が27,000千円と見込まれており、当期に負担すべき金額を賞与引当金に計上する。また、残高試算表の賞与引当金勘定は前期末残高であり、平成28年6月支給額を貸与として費用計上している。

●実力完成答練 第2回〔第三問〕

【資料2】 決算整理の未済事項及び参考事項

1 現金預金に関する事項

(1) 期末日において会社の金庫に次のものが保管されていた。

(単位：円)

紙幣及び硬貨	10,000
他人振出の当座小切手	230,000
自己振出の未渡小切手	500,000
収入印紙	5,000
郵便切手	2,000

上記の紙幣及び硬貨の帳簿残高は30,000円である。原因を調べたが不明であったため、差額については雑損失又は雑収入として処理する。

●実力完成答練 第5回〔第三問〕 2

(3) 決算整理前残高試算表の受取手形及び売掛金には、得意先D社に対する債権が含まれている。D社に対する債権は前期において貸倒懸念債権に区分し、取引を停止していたが、平成28年10月に民事再生法の適用を申請し、平成29年3月に再生計画が決定され、債権の85%は切り捨てられ、残り15%は当期から3年間で均等返済されることとなった。

D社に対する債権は受取手形3,150千円及び売掛金1,050千円であるが、再生計画決定に伴う会計処理は未済である。また、再生計画に基づく当期分の返済額210千円は入金済みであり、仮受金に計上されている。

再生計画が決定されたとはいえ、D社の再建は依然として不透明であるため、D社に対する再建は破産更生債権等に該当するものとし、債権総額の全額を貸倒引当金として設定する。今後の分割回収額については、決算期後1年以内に返済期限が到来するものについても、その全額を投資その他の資産に計上するものとする。

なお、決算整理前残高試算表の貸倒引当金（短期）には、当該債権に対して前期に計上した金額が2,100千円含まれている。

また、当該債権に対する税務上の貸倒引当金繰入限度額は210千円であり、限度超過額に対して税効果会計を適用するものとする。

ズバリ的中!

〔第三問〕 6

(2) 当社は平成29年3月1日に器具備品のリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。

① 当該リース取引の契約内容等は以下のとおりである。

a	解約不能のリース期間5年。
b	リース物件（器具備品）の経済的耐用年数6年。
c	所有権移転条項及び割安購入選択権は共になく、また、リース物件は特別仕様ではない。
d	リース料は月額800千円であり、リース料総額は48,000千円である。リース料の支払は、平成29年3月31日を第1回とする毎月末払であり、支払済リース料は、販売費及び一般管理費のリース料に計上している。
e	リース料総額の現在価値は45,600千円である。
f	当社の見積現金購入価額は43,200千円である。

② リース資産及びリース債務を算定するに当たっては、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることとし、利息相当額についてはリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法により配分する。

③ 減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額はゼロとする定額法によって行う。リース資産は有形固定資産に一括してリース資産として表示するものとする。

(3) 有形固定資産の貸借対照表の表示は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載する方法による。

〔第三問〕

10 配当に関する事項

平成28年6月27日に開催された定時株主総会で、発行済株式1株当たり50,000円（配当財源は繰越利益剰余金40,000円とその他資本剰余金10,000円）の金銭による配当を行うことが決議されたが、配当額を仮払金に計上したのみであり、会計処理が未了である。なお、当社の平成28年3月31日現在における発行済株式総数は1,000株であり、前期末から平成28年6月27日までに、純資産の部の各計数の額に変動はなかった。配当金に係る源泉所得税は考慮しなくてもよい。

〔第二問〕 問1

4 資産除去債務の会計処理には2つの考え方がある。下線部⑤による会計処理の他のもう1つの会計処理の考え方を答えなさい。また、「基準」は、下線部⑤による資産除去債務の会計処理が適切なものとする理由の1つとして、下線部⑤による会計処理が他のもう1つの会計処理を包摂するものと考えている。その根拠を簡潔に述べなさい。

●全国公開模試〔第三問〕 7

(3) 当社は平成28年4月1日に備品につきリース契約を締結し、同日より事業の用に供している。当社は当期の支払リース料を販売費及び一般管理費（支払手数料）として処理したのみで、その他の処理は未了である。なお、当該リース取引の契約内容は次のとおりである。

① 解約不能のリース期間：4年

② リース物件の経済的耐用年数：5年

③ リース料は年額6,000千円（リース料総額24,000千円）である。リース料の支払いは、平成29年3月31日を第1回とし、平成32年3月31日を最終日とする毎年3月31日払いである。

④ 所有権移転条項及び割安購入選択権はともになく、リース物件は特別仕様ではない。

⑤ 貸手の計算利率は知り得ない。当社の追加借入に適用されると合理的に見積られる利率は年4%である。また、利率が年4%の場合の4年間の年金現価係数は3.630とする。

⑥ 見積現金購入価額は21,960千円である。

⑦ リース資産及びリース債務の計上額を算定するに当たっては、リース料総額からこれに含まれている利息相当額の合理的な見積額を控除する方法によることとし、当該利息相当額についてはリース期間中の各期にわたり定額で配分する方法により配分することとする。

⑧ 減価償却はリース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によって行う。リース資産は有形固定資産一括して「リース資産」として表示するものとする。

(4) 有形固定資産の貸借対照表の表示は、減価償却累計額を控除した残額のみを記載する方法とする。

●全国公開模試〔第三問〕

12 配当に関する事項

平成28年6月に開催された定時株主総会において、1株当たり600円（配当原資は繰越利益剰余金500円とその他資本剰余金100円）の配当を行うことが決議されたが、配当額を仮払金として処理したのみである。なお、効力発生日は平成28年6月28日とする。準備金の積立額の算定においては「資料1」及び「資料2」に関する内容以外考慮する必要はないものとする。また、配当金に係る源泉所得税は考慮しなくてよい。

●実力完成答練 第4回〔第一問〕

3 資産除去債務の会計処理方法としては「引当金処理」と「資産負債の両建処理」の二つの方法が考えられるが、「基準」では「資産負債の両建処理」を採用している。その採用理由を説明しなさい。なお、引当金処理の問題点及び会計基準の国際的調和化について触れる必要はない。

ズバリ的中!

(33)

〔第三問〕 6(1)

6 有形固定資産に関する事項

- (1) M営業所に係る固定資産はひとつの資産グループとしているが、経営環境の悪化により、減損の兆候が認められた。

- ① M営業所に係る固定資産の内訳は以下のとおりである。

(単位：千円)

	建物	器具備品	土地	合計
取得原価	210,000	43,700	185,000	438,700
期末現在の減価償却累計額	65,200	28,800	—	94,000
期末現在の帳簿価額	144,800	14,900	185,000	344,700

〔注〕 期末までの減価償却は適正に行われている。

- ② 主要な資産の経済的残存使用年数は20年であり、割引率は2%、期間20年の年金現価係数は16.351、現価係数は0.673とする。
- ③ 将来キャッシュ・フローは以下のように見積もっている。
- 平成30年3月期から平成49年3月期まで各年度9,000千円
 - 平成49年3月末における正味売却価額は70,000千円（処分費用見込額控除後）
- ④ 期末時点での正味売却価額（処分費用見込額控除後）は118,000千円である。
- ⑤ 減損処理を行う場合、認識された減損損失は、当期末の帳簿価額の比率に応じて按分し、各資産に配分すること。
- ⑥ 減損処理後の貸借対照表の表示は、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする（直接控除方式）。
- ⑦ 税務上、固定資産の減損損失は一時差異に該当する。建物及び器具備品についての減損損失に係る繰延税金資産は、スケジューリング可能な一時差異であり、また、〈分類2〉として判定されていることから、回収可能性があるものと判断する。一方、土地についての減損損失に係る繰延税金資産は、売却等に係る意思決定又は実施計画等がないことから、スケジューリング不能な一時差異として回収可能性がないものと判断する。

〔第三問〕 4

4 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の内訳は、以下のとおりである。

(単位：千円)

銘柄等	取得原価	前期末時価	当期末時価	備 考
E社株式	63,000	45,000	43,000	上場株式であり、長期投資目的で保有している。
F社社債	98,500	—	99,125	満期保有目的の債券。下記(4)①参照
G社株式	45,000	—	—	非上場株式であり、長期投資目的で保有している。下記(4)②参照
H社株式	8,000	—	—	非上場株式であり、議決権の100%を所有している。下記(4)③参照
自己株式	70,000	—	—	前期以前より100株保有している。

〔第三問〕 11

11 諸税金に関する事項

- (1) 各税目とも前期末未払計上額と納付額に過不足はなかった。なお、当期に納付した事業税の前期末未払計上額は14,500千円であった。
- (2) 当期の確定年税額（中間納付税額及び源泉徴収税額控除前）は、法人税及び住民税が89,350千円、事業税が18,490千円である。なお、事業税の確定年税額には、付加価値割及び資本割により算定された税額5,340千円が含まれている。
- (3) 決算整理前残高試算表の法人税等勘定には、法人税及び住民税の中間納付額41,880千円、事業税の中間納付額7,960千円、源泉徴収された所得税及び住民税（利子割）1,370千円が計上されている。
- (4) 当期の消費税等の確定年税額は33,150千円である。消費税等の中間納付税額17,270千円が仮払金に計上されている。消費税等については、確定納付税額を未払消費税等に計上し、仮払消費税等と仮受消費税等の相殺残高との差額があれば、租税公課又は雑収入で処理する。
- (5) 税務上、事業税の未払計上額は一時差異に該当し、繰延税金資産の回収可能性に問題はないものとする。

●実力完成答練 第5回〔第三問〕 5

5 有形固定資産に関する事項

有形固定資産の減価償却費の計算は、下記(2)及び(3)に記載されている事項を除き、適正に終了しており、販売部門及び一般管理部門に係る減価償却費5,356千円が販売費及び一般管理費に、製造部門に係る減価償却費8,034千円が製造経費（減価償却費）に計上されている。

- (1) 船橋営業所（製品の販売活動のみを行っている。）において、減損の兆候が認められた。船橋営業所の所有資産は、次のとおりである。

建 物	31,000千円（取得原価53,000千円、期末減価償却累計額22,000千円）
器具備品	1,200千円（取得原価2,050千円、期末減価償却累計額850千円）
土 地	6,500千円

- ② 主要な資産の経済的残存使用年数は15年であり、将来キャッシュ・フローは次のように見積られた。
- 平成30年3月期から平成44年3月期まで：各年度2,000千円
平成44年3月期末における正味売却価額：4,000千円（処分費用見込額控除後）
- ③ 割引率は年2.0%とし、期間15年の年金現価係数は12.849、現価係数は0.743とする。
- ④ 現時点での正味売却価額（処分費用見込額控除後）は21,500千円である。
- ⑤ 減損損失は当期末の帳簿価額に基づく比例配分により各資産に配分する。
- ⑥ 減損処理後の貸借対照表上の表示は、減損処理前の取得原価から減損損失を直接控除し、控除後の金額をその後の取得原価とする（直接控除方式）。
- ⑦ 固定資産の減損損失は、税務上損金として認められないため税効果会計を適用する。

●実力完成答練 第5回〔第三問〕 3

3 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の内訳は、次のとおりである。

(単位：千円)

銘柄	取得原価	前期末時価	当期末時価	備 考
公 社 債	4,500	—	—	長期投資目的で所有。下記(4)参照
投資信託	—	—	—	—
G社株式	3,900	1,700	1,870	長期投資目的で所有している。
H社株式	2,000	2,100	1,890	長期投資目的で所有している。
I社株式	4,400	—	—	下記(5)参照
J社株式	2,000	—	—	議決権の100%を所有。下記(6)参照
K社社債	各百算定	—	1,860	満期保有目的で所有。下記(7)参照
自己株式	600	—	—	前期末保有株式数100株×6千円/株

●直前予想答練 第3回〔第三問〕 11

11 諸税金に関する事項

- (1) 当期の確定年税額（中間納付税額及び源泉徴収税額控除前）は、法人税及び住民税が25,187千円、事業税が5,538千円（うち外形基準に係るものが1,000千円）である。
- なお、事業税のうち外形基準に係る確定年税額については全額販売費及び一般管理費として処理すること。
- (2) 残高試算表において、法人税及び住民税の中間納付額12,678千円が法人税等に、事業税の中間納付額1,900千円及び源泉徴収された所得税280千円が販売費及び一般管理費（租税公課）に計上されている。
- (3) 消費税等については、確定納付税額16,114千円を未払消費税等に計上し、仮払消費税等と仮受消費税等との相殺後残高との差額があれば、販売費及び一般管理費（租税公課）又は雑収入で処理するものとする。

ズバリ的中!

〔第二問〕問2

- 1 将来キャッシュ・フローの見積りの変更に関する調整の方法と「基準」を適用した初年度の期首残高の調整の方法としては、レトロスペクティブ・アプローチの他に2つの方法が考えられる。「基準」において、それぞれの調整の方法としてどのような方法（アプローチ）が適用されるかを答えなさい。

〔第一問〕1

- (1) 以下に抜粋したのは、「企業会計原則」第二 損益計算書原則一Aの第一文である。空欄〔A〕から空欄〔C〕まで挿入すべき語句の組み合わせを正しく示しているものを選び、記号で答えなさい。
- 「すべての費用及び収益は、その〔A〕及び〔B〕に基づいて計上し、その〔C〕した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。」
- ア A：犠牲 B：成果 C：発生
イ A：犠牲 B：成果 C：実現
ウ A：支出 B：収入 C：発生
エ A：支出 B：収入 C：実現

●実力完成答練 第4回〔第一問〕

- 5 下記の表は、資産除去債務の見積りの変更及び当該変更による調整額に適用する割引率に関するものである。下記の表に当てはまる適切なものを選択肢からそれぞれ一つずつ選びなさい。

資産除去債務の見積りの変更から生じる調整方法	〔A〕
割引前将来キャッシュ・フローが増加する場合の割引率	〔B〕
割引前将来キャッシュ・フローが減少する場合の割引率	〔C〕

【選択肢】

A

- ① 資産除去債務に係る負債及び有形固定資産の残高の調整を行い、その調整の効果を一時の損益とする方法（キャッチアップ・アプローチ）
② 資産除去債務に係る負債及び有形固定資産の残高を過年度に遡及して修正する方法（レトロスペクティブ・アプローチ）
③ 資産除去債務に係る負債及び関連する有形固定資産の帳簿価額に加減して、減価償却を通じて残存耐用年数にわたり費用配分を行う方法（プロスペクティブ・アプローチ）

B

- ① 当初の割引前将来キャッシュ・フロー及び割引前将来キャッシュ・フロー増加分に見積変更時の割引率を適用する。
② 当初の割引前将来キャッシュ・フローに負債計上時の割引率を適用し、割引前将来キャッシュ・フロー増加分に見積変更時の割引率を適用する。
③ 当初の割引前将来キャッシュ・フロー及び割引前将来キャッシュ・フロー増加分に負債計上時の割引率を適用する。

C

- ① 負債計上時の割引率を適用する。
② 見積変更時の割引率を適用する。
③ 割引前将来キャッシュ・フロー減少分に見積変更時の割引率を適用する。

●直前予想答練 第1回〔第一問〕1

「企業会計原則」損益計算書原則

すべての費用及び収益は、その〔①〕及び〔②〕に基づいて計上し、その〔③〕した期間に正しく割当てられるように処理しなければならない。ただし、未実現収益は、原則として当期の損益計算に計上してはならない。（以下省略）

売上高は、実現主義の原則に従い、商品等の販売又は役務の給付によって実現したものに限る。ただし、長期の未完成請負工事等については、合理的に収益を見積り、これを当期の損益計算に計上することができる。

- 1 空欄〔①〕から〔⑥〕に入る語句を答案用紙に記入しなさい。

ズバリ的中!

法人税法

本試験問題

問2

- (1) 外国子会社配当益金不算入制度について、
- ① 制度の適用対象となる外国子会社の要件を答えなさい。
 - ② 制度の適用を受ける場合、外国子会社配当に対して外国で課された源泉税はどのように取り扱われるか答えなさい。
 - ③ 外国子会社が支払う配当の一部が当該国において損金算入されるものである場合における、内国法人が受け取る配当についての課税関係を簡潔に答えなさい。
- (2) 外国税額控除制度について、
- ① 制度の適用対象となる「外国法人税」の意義を答えなさい。
 - ② 外国法人税のうち、法令上、税額控除の対象とならない「外国法人税の額」として規定されているものの中から3つ選んで簡潔に答えなさい。
- ② 外国子会社合算税制に関係するものについては、触れる必要はない。

TAC予想問題

●直前予想答練 第3回

問1 内国法人であるA社（年一回3月末決算）は、自動車関連製品（自動車部品）の製造・販売等を目的とする株式会社であり、外国でも事業を展開し、関連会社を有している。

B社はC国に本店を置くC国法人であり、平成28年7月1日よりA社の100%子会社となったが、それ以前にはA社との間に資本関係はなかった。

B社の平成28年9月1日から平成29年8月31日の事業年度において所得の金額及び租税の額は【資料】のとおりであり、所得の金額に対する租税の割合は20.34%であった。

また、B社は、①製品製造のための生産設備の整備、原材料・補助材料等の調達等を行っており、②人員を組織的に統括・管理し、③生産管理・財務管理を主体的に実行して製造業務を掌握・管理していることから、自ら販売製品の製造を行っているものと認められる。

A社は、平成29年10月25日、B社から利益剰余金の配当として24,480,000円の配当を受け、C国において源泉徴収された租税2,448,000円控除後の金額を収益に計上した。

この配当は同日を支払義務確定日とするもので、その全部がB社の所得の金額の計算上、損金の額に算入されるものである。

また、源泉徴収された租税は、法人税法第69条第1項に規定する外国法人税に該当するもので、剰余金の配当の額24,480,000円を課税標準として課されたものである。

以上の事実を前提に下記の各問に答えなさい。

- (1) B社が外国子会社に核当するかどうか判定し、その判定を踏まえて、剰余金の配当24,480,000円のA社における取扱いについて説明しなさい。
- (2) 源泉徴収された租税2,448,000円はA社においてどのように取り扱われるか、控除対象となる外国法人税の額とあわせて説明しなさい。

ズバリ的中!

問1 資料1に掲げる甲から戊の工事に関して、工事進行基準が強制適用される工事については、税務上調整すべき金額をその計算過程を示したうえで算定しなさい。また、強制適用されない工事については、その理由を示しなさい。

【資料1】工事の請負に関する事項

- ① 当社は、請負工事に係る収益の額及び費用の額の計上については、工事完成基準を採用している。
- ② 当期末現在において未完成である請負工事に関する資料は次のとおりである。
- ③ すべての工事の工事代金は、完成引渡日から1か月以内に支払われる契約となっている。
- ④ 工事進行割合は、工事原価の投入割合で算出すること。

発注者	A社	B社	A社	B社	C社
工事名	甲工事	乙工事	丙工事	丁工事	戊工事
着工日	H28.9.1	H29.7.10	H29.8.20	H29.9.2	H29.10.10
引渡予定日	H30.8.31	H31.5.31	H32.3.31	H31.1.31	H31.5.31
請負工事高	円 1,200,000,000	円 970,000,000	円 1,300,000,000	円 1,620,000,000	円 1,100,000,000
見積工事原価の額	当初 960,000,000 なお、当期によって建設資材の高騰により、材料費が40,000,000円増えることが確実となった。	680,000,000	1,100,000,000	1,296,000,000	850,000,000
当期末までに支出した原価の額	前期 240,000,000 当期 600,000,000	272,000,000	218,900,000	285,120,000	258,000,000
未完成工事受入金の額	(H28.12.30) 120,000,000 (H29.12.30) 540,000,000	150,000,000	100,000,000	300,000,000	250,000,000
備考	(前期別表調整) 完成工事 300,000,000 完成工事原価 240,000,000				

問2 資料2により、税務上調整すべき金額を算定するとともに、その計算過程を示しなさい。

【資料2】期末の債権等の明細及びその留意事項

区分	金額	留意事項
受取手形	120,000,000 円	ア D社からの受取手形25,000,000円があるが、同社には工事未払金が20,000,000円ある。 イ 貸借対照表には、受取手形割引高11,000,000円が注記されている（すべて完成工事未収入金の回収に際して取得した受取手形である。）。
完成工務未収入金	230,000,000 円	ア 左記には、上記資料1に関する金額は含まれていない。 イ E工務店に対する完成工事未収入金が15,000,000円あるが、同工務店は当期中に民事再生法の規定による再生手続開始の申立てを行ったため、個別貸倒引当金7,500,000円を繰り入れている。なお、E工務店からは営業保証金2,000,000円を受け入れている他、同工務店に対する支払手形1,500,000円がある。
貸付金	36,000,000 円	ア F社に対する貸付金が13,000,000円あるが、時価20,000,000円の土地の担保提供を受け、この土地に抵当権を設定している。
未収金	11,950,000 円	ア 未収金の内訳は、公社債の未収利子100,000円、貸付金の未収利子750,000円、契約不履行による損害賠償金7,100,000円、未収地代4,000,000円であり、いずれも収益に計上されている。 イ 未収地代については、貸借人から8,000,000円の敷金を受け取っている。
その他	22,300,000 円	ア その他の内訳は、土地購入のための手付金10,000,000円、従業員に関する給料の前払3,000,000円、仮払旅費2,000,000円、D社の材料費の立替金7,300,000円である。

●直前対策補助問題 第8回

〔資料5〕乙社の工事その他に関する事項

(1) 工事の請負

- ① 乙社は設立時より比較的小規模な建築のみを請け負っており、会計処理はすべて工事完成基準によっていた。前期から、大規模な工事の請負も開始したことから、当期より会計方針を変更し、複数の事業年度に渡る工事についてはすべて工事進行基準による経理を行うこととしたが、当期の収益については乙社の経理担当者は処理が分からず計上されていない。
- ② 当期において検討をすべき工事は次のH工事のみである。

【H工事】

イ 工事着工日	平成29年6月10日
ロ 工事収益総額	450,000,000円
ハ 工事原価見積額	300,000,000円
ニ 完成予定日	平成31年5月末日
ホ 実際工事原価	(単位：円)

	当 期
材料費	70,000,000
労務費	40,000,000
経 費	10,000,000
合 計	120,000,000

ヘ 平成29年7月1日に、工事代金の一部として100,000,000円を受取り、次の経理処理を行っている。

(借) 現金預金 100,000,000円 (貸) 未完成工事受入金 100,000,000円

(2) 貸倒引当金

- ① 上記(1)を除き、乙社の当期末における売掛金、完成工事未収入金、未収金その他の一括評価金銭債権の合計額は365,000,000円である。
- ② 乙社ではここ数年貸倒損失は生じていない。
- ④ 前期に繰り入れた一括貸倒引当金については当期に戻し入れて収益に計上している。

問5

上記(1)及び(2)に関し、乙社の当期の決算調整及び申告調整につき、計算過程及び検討過程を明示しつつ示しなさい。

なお、完成工事原価及び未完成工事支出金並びにT事未払金については適正に処理されているため、考慮する必要はない。

●直前対策補助問題 第7回

4. 債権等に関する事項

- (1) 当期末の貸借対照表に計上されている売掛金、受取手形、貸付金等の金額は次のとおりである。

- ① 売掛金 323,400,000円
② 受取手形 82,450,000円
③ 貸付金 57,174,000円

- (2) 上記(1)の債権のうち、検討を要するものは次のとおりである。

- ① 売掛金の中には、取引先である内国法人O社に対するものが5,000,000円含まれている。
O社は前期の平成28年11月22日に会社更生法の更生手続開始の申立てを行ったが、当期においてもその状況に変化はない。甲社は前期においてO社に対する売掛金につき個別貸倒引当金を2,500,000円繰り入れており、当期においても繰入額に変更はないため、特段の追加経理はしていない。
- ② 受取手形の中には、取引先である内国法人P社に対するものが3,600,000円含まれている。P社は平成30年3月に不渡りが生じ、平成30年4月20日に手形交換所の取引停止処分を受けている。なお、甲社はP社に対し買掛金の決済として甲社が振り出した支払手形200,000円があり、平成30年6月に決済される予定である。甲社は当期においてP社に対する受取手形につき個別貸倒引当金を3,400,000円繰り入れている。
- ③ 貸付金の中には、取締役cが、自宅を取得する際に援助した金額12,900,000円があり、適宜返済を受けている。当期において本来収受すべき利息額は324,000円であると計算されるが、無利息で貸し付けたため特に経理はしていない。なお、cには甲社が支払うべき費用の立替金で未精算のものが250,000円があり、甲社では未払金として経理している。

ズバリ的中!

【資料４】その他当期に関する事項

- (1) 当期末に、決算賞与21,000,000円を未払賞与として計上した。
 なお、当該賞与については、同時期に賞与の支給を受けるすべての使用人に対して各人別にその支給額を通知し、翌期首から2月以内にすべて支払っている。
- (2) 当期中に支払った下記の費用は、いずれもその支払った日から1年以内に提供を受ける役務に係るものであるため、損金の額に算入した。なお、当社は1年以内に提供を受ける役務に係るものを支払った場合においては、継続してその支払った日の属する事業年度の損金の額に算入している。

区分	金額	内容
備船料	円 12,000,000 (月額1,000,000)	浚渫工事にかかる備船料（船を借りることを、翌年1年分前払いしたものである。）
保険料	4,800,000	従業員にかかる生命保険料を年払いしたものである。 なお、当該保険は全従業員を被保険者とし、自己を保険金の受取人とする定期付養老保険であり、支払保険料の内訳は、養老保険分2,800,000円、定期保険分1,400,000円、傷害特約分600,000円である。
地代家賃	1,200,000 (月額100,000)	下記③の翌期にかかる家賃を年払いしたものである。

- (3) 営業所として使用するため、〇〇県××市に所在するビルの1階店舗を平成29年8月20日から賃借し、その権利金として3,600,000円を支払い、その全額を地代家賃として費用処理した。この借店舗の権利は、他へ転売することができる契約である。なお、このビルの法定耐用年数は60年、見積残存耐用年数は35年である。
- (4) 当期に計上した交際費9,400,000円の内訳は、次のとおりである。
- 得意先を接待するために要した飲食費 540,000円（1人当たり5,000円以下のもの。）
 - 当社20周年記念の宴会費等 1,200,000円（うち社内で従業員に一律に供与される通常の飲食費300,000円が含まれる。また、従業員を除く出席者からの祝い金250,000円は当該宴会費等と相殺処理している。）
 - 当社の工事現場で発生した業務上の事故により負傷した下請先の従業員に対して支給した見舞金 200,000円（当社の基準にしたがって支給している。）
 - 前期に接待供応した費用について仮払交際費として処理していたものを、当期に消却した額 150,000円
 - 下記⑤③に掲げるLゴルフクラブでのプレー料 240,000円（当該プレー料は取引先を接待したものである。）
 - 下記⑤③に掲げるMゴルフクラブでのプレー料 120,000円（当該プレー料は代表取締役Yが個人的に利用したものである。）
 - 接待のためのその他飲食費 6,950,000円
- (5) 当期に計上した会費及び入会金の内訳は、次のとおりである。なお、入会金は資産計上している。
- 同業者団体の通常会費 300,000円（同業者団体としての通常の業務運営のために経常的に要する費用の分担額として支出する会費で不当に多額の剰余金は生じていない。）
 - 同業者団体の特別会費 500,000円（会員相互の懇親費用400,000円及び同業者団体の会館の修繕費負担金100,000円である。なお、当該修繕工事は平成30年6月から行われる。）
 - Lゴルフクラブの入会金1,500,000円及びMゴルフクラブの入会金 2,000,000円（Lゴルフクラブは法人会員として入会し、Mゴルフクラブは代表取締役Y名義の個人会員として入会した。なお、Mゴルフクラブには無記名式の法人会員制度がある。）
 - Lゴルフクラブの年会費36,000円及びMゴルフクラブの年会費 48,000円
- (6) その他の費用に関する次の事項がある。
- 取引先を接待した後に従業員の帰宅に利用したタクシー代金180,000円を交通費として処理している。
 - マンションの建設に当たり周辺の住民の同意を得るために開催した説明会の会場借上げ料及び茶菓代80,000円、観劇に招待した費用260,000円をいずれも会議費として処理している。

●直前予想答練 第1回 問2

7. 賞与に関する事項

甲社では当期の業績が当初計画を上回ったことから、従業員に対し期末賞与を支給することとし、期末までに対象者全員にそれぞれ支給額を通知した。支給総額は2,600,000円であるが、実際に支給したのは4月20日であったことから決算書においては未払計上をしている。

●直前対策補助問題 第1回

- (3) 甲社は従業員全員を被保険者とし、生存保険金の受取人を甲社、死亡保険金の受取人を従業員の遺族とする養老保険の当期分の保険料2,400,000円を当期の費用に計上している。

●直前対策補助問題 第1回

7. 交際費等に関する事項

接待交際費として当期の費用に計上した金額9,630,000円の内訳は、次のとおりである。

- (1) 来客との打合せを近隣のレストランで行った際に飲食物を供与するための費用として甲社が負担した金額の合計額
- | |
|----------|
| 140,000円 |
|----------|
- 上記金額は、会議に関連して飲食物を供与するために通常要する費用に該当する。
- (2) 中元・歳暮として得意先に飲食物の詰め合わせ（1件当たり5,000円）を贈答した金額 890,000円
- (3) 平成29年7月にHゴルフクラブに法人会員として入会した際の入会金 750,000円
- (4) Hゴルフクラブに入会した際の名義書換料 150,000円
- (5) 得意先の社屋新築記念式典に出席する際のタクシー代 5,000円
- (6) 翌期に得意先を旅行に招待するために旅行会に支払った金額 400,000円
- (7) 接待に係る飲食費用
 なお、飲食費用については、支出の明細に関する書類を作成しており、その内容は次のとおりである。
- 得意先との飲食費用で1人当たり5,000円以下の金額 375,000円
 - 得意先との飲食費用で1人当たり5,000円超の金額 6,420,000円
 - 甲社役員及び従業員のみの飲食費用で1人当たり5,000円超の金額 500,000円
 - 上記のほか平成30年3月30日に得意先を接待した飲食費用200,000円（1人当たり20,000円）が仮払金勘定に計上されている。
 - 上記のうち申告調整を要しないものについては、その旨計算過程欄に簡潔に説明したうえで、所得計算上必要な調整をしない。

ズバリ的中!

所得税法

本試験問題

〔第一問〕

問 税理士であるあなたは、平成29年2月某日、居住者甲から以下の税務相談を受けた。

(甲の相談内容)

- 甲は、安である乙とともに、甲を事業主とする物品販売業を平成29年4月に開業する予定である。
- 自宅及び店舗予定地の所在地を所轄する税務者が異なっており、店舗所在地を納税地としたい。
- 乙は、経理に関する一般的な知識を有しており、甲は、その知識を活用して、できるだけ税の軽減が図られるようにしたいと考えている。また、甲は乙に対して相応の給料を支払うこととしている。
- 甲は、前年の所得税額等によっては、税金を前もって納付する制度があると聞いたことがあるとのことであり、どのような制度か知りたいと言っている。

以下の各問につき、所得税法上の取扱いについて、甲の相談内容を踏まえ解答しなさい。ただし、各問につき、特段の指示がある場合は、これに従い解答すること。

- ② 事業主が生計を一にする親族に対して支払う給料について
解答に当たっては、当該給料の原則的な取扱いを記載した上で、確定申告書には必要事項が記載されることを前提に、事業主が青色申告書を提出する場合とそれ以外の場合に分けて記載すること。
なお、届出等の提出に関する事項については、解答を要しない。

- ③ 開業時に行うべき届出等について
解答に当たっては、開業時に提出しなければならないもの及び提出できるものに分け、それぞれについて、提出期限、提出先、提出が省略できる場合及び提出できるものにつき提出しなかった場合の取扱いを簡潔に記載すること。

- ④ 予定納税制度について
特別農業所得者の特例及び災害減免法に基づく減額承認申請については、解答を要しない。

〔第二問〕問1

【資料Ⅱ】

甲と生計を一にする者は次のとおりであり、その全員が甲と同居している。

なお、甲と生計を一にする者の年齢は、いずれも、平成29年12月31日現在のものである。

- (1) 甲の妻 (46歳)
自宅で週2回、生け花教室を開催しており、本年分の収入金額は840,000円、必要経費は400,000円であった。また、甲の妻の国民年金保険料197,190円は、甲の妻自身が本年中に納めている。
- (2) 甲の妻の母 (77歳)
公的年金の収入1,040,000円がある。源泉徴収税額は0円であるが、公的年金収入1,040,000円から後期高齢者医療保険料42,400円が差し引かれた金額が甲の妻の母の口座に振り込まれている。
- (3) 甲の長男 大学生 (21歳 平成8年5月20日生)
甲の長男の国民年金保険料197,190円は、甲が本年中に納めている。
- (4) 甲の長女 高校生 (17歳 平成12年12月7日生)
- (5) 甲の次男 中学生 (14歳 平成15年3月29日生)

TAC予想問題

●実力完成答練 第5回〔第一問〕問1

〔第一問〕

平成29年8月某日、あなたは、居住者Aから、「私は、近日中に整骨院を開業する予定だが、その際、表が所有する建物を使用したいと考えている。また、妻に受付業務や日々の書類の整理などを担当してもらう予定であるが、所得税の取扱い上、何か注意すべき点はあるか。」と質問を受けた。

あなたは、これに対してどう答えるべきか、次の点についてそれぞれ説明しなさい。

- 1 実に支払う対価が所得税法上、どのように取扱われるか、居住者Aが青色申告の承認を受けている場合と、受けていない場合とに区分して概要を説明しなさい。
 - 2 上記1の場合において、妻に対価を支払うことにより、居住者Aの、妻に関する所得控除に関して、どのような影響があるかの概要について説明しなさい。
- ② 説明に当たっては、下記に示す事項に留意すること。
- (1) 居住者Aと同人の妻は生計を一にしており、かつ、同居している。
 - (2) 妻は居住者Aが開業する前の期間において、何らの所得も有しない専業主婦であり、居住者Aから受ける対価以外の所得はない。

●直前予想答練 第2回〔第一問〕問1

あなたは、居住者Aから、「近々、不動産賃貸業を開業しようと考えている。青色申告者には、課税所得金額の算定上様々な特典があるときが、青色申告をするためにはどのような手続きが必要か。また、私の場合には、どのような特典を受けることができるか。」という質問を受けた。

あなたは、これに対してどう答えるべきか、その概要を説明しなさい。

●実力完成答練 第4回〔第一問〕問2

事業所得を有する居住者甲は、本年6月15日に税務署長から予定納税の通知を受け、予定納税義務を有する者に該当する。

甲は、本年8月までM年とは同級の事業所得を得ていたが、家庭の事情により本年9月末をもって廃業している。

この場合に、甲が本年分の予定納税に関し申請できる減額措置の取扱いについて説明しなさい。

但し、復興特別所得税について説明する必要はない。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕

【資料Ⅲ】

本年未現在、甲と生計を一にし、かつ、同居する親族は次のとおりである。

- 1 妻 (38歳)
本年、骨とう品 (所有期間7年) の譲渡益が1,400,000円 (特別控除前) ある。
- 2 長男 (16歳)
本年中に所得はない。
- 3 長女 (10歳)
本年中に所得はない。
なお、障害者に該当し、障害者手帳に3級の記号がある。
- 4 母 (66歳)
本年、老齢厚生年金1,220,000円、遺族厚生年金1,800,000円を受け取っている。
老齢厚生年金の金額は、介護保険料80,000円が特別徴収された後の金額である。

ズバリ的中!

【資料Ⅲ】

- 1 甲が被保険者とする社会保険料で本年中の支払額は、1,586,400円である。
- 2 甲の本年分の生命保険料控除額は、120,000円である。
- 3 甲の本年分の地震保険料控除額は、12,760円である。
- 4 甲が本年中に支払った医療に関連するものは次のとおりである。
なお、以下の項目のうち、適用を受ける所得控除額の計算上、対象外とした支出項目がある場合には、答案用紙のコメント欄に、対象外とした支出項目及びその理由を簡潔に記載すること。

(1) 外来通院による診察代	57,000円
(2) 医師に対する謝礼（商品券）	20,000円
(3) 調剤薬局での処方薬の代金	23,830円
(4) インフルエンザ予防接種代	3,000円
(5) 通院費（電車代）	12,365円
(6) 長女がタレントになるための歯列矯正代	768,000円
(7) 健康増進のために自主的に購入した漢方薬	64,000円
(8) 風邪や腰痛などの治療のために購入した医薬品で 特定一般用医薬品等に該当するものの購入	100,000円

【資料Ⅳ】

- 住宅借入金等特別控除に関する事項は以下のとおりである。
- (1) 甲は、平成25年にI市に居住用家屋（認定長期優良住宅に該当）及びその敷地を、総額62,000,000円で購入した。
なお、居住開始年分における住宅借入金等特別控除の適用要件は全て満たしていた。
 - (2) 購入資金はJ金融機関から平成25年6月に返済期間20年（当初10年間は固定金利）で借入れ、調達した。
 - (3) 甲は、事業の業績が順調であるので、J金融機関からの借入金について、本年3月29日に繰上返済を行った。この繰上返済により、本年12月31日現在の住宅借入金等の残高は、24,800,000円であり、繰上返済後の返済期間の残月数は86月となった。

問2

【資料Ⅱ】

- 2 乙の所得控除に関する事項は、次のとおりである。

(1) 生命保険料	
① 旧生命保険料（一般分）	120,800円
② 新個人年金保険料	72,600円
(2) 損害保険契約に係る保険料	
① 地震保険料	13,600円
② 旧長期損害保険料	15,200円

 なお、①地震保険料及び②旧長期損害保険料は一の損害保険契約に基づき支払ったものである。
- (3) 健康保険料 483,265円
- (4) 厚生年金保険料 584,380円
- (5) 確定拠出年金（個人型）掛金 237,600円

【資料Ⅲ】

- 1 乙は、自宅マンションA（鉄筋コンクリート造、耐用年数47年）を本年9月に74,000,000円で住宅販売業者Hに売却した。
- 2 自宅マンションAは、平成20年6月に新築で取得し、取得価額は30,000,000円（土地9,000,000円、建物20,000,000円、消費税等1,000,000円）である。
なお、自宅マンションAは、乙と乙の妻の共同名義で購入したものであり、その共有持分は乙8：乙の妻2となっている。

●全国公開模試〔第二問〕問1

【資料Ⅴ】

- 1 甲が本年中に支払った保険料、医療費等は、次のとおりである

(1) 甲が歯の治療のために歯科医院で支払った医療費	58,000円
(2) スイッチOTC医薬品の購入費（特定一般用医薬品等購入費）	60,000円

 注 甲は本年10月に健康診査を受診している。
- (3) 国民年金保険料及び国民健康保険料 1,190,000円
- (4) 終身保険の保険料 300,000円
これは、平成20年5月に契約した保険契約（保険金受取人は甲の長男）の保険料である
- (5) 定期保険の保険料 60,000円
これは、本年9月に契約した保険契約（保険金受取人は甲の妻）の保険料である。
- (6) がん保険の保険料 72,000円
これは、平成25年10月に契約した保険契約（保険金受取人は甲）の保険料である。
- (7) 学校法人K学園高校に対する寄附 1,000,000円
K学園高校は、甲の母校であり、この寄附は寄附付金控除又は公益社団法人等寄附金特別控除の対象となるものである。

●直前対策講義 第2回 補助問題

【資料Ⅳ】

- 甲は、本年8月、老朽化に伴い旧住宅を取り壊し、その後、直ちに新家屋（床面積は130㎡で認定長期優良住宅には該当しない。）を建築し、本年12月から居住の用に供している。
これに関する資料は次のとおりである。
- (1) 12月に新家屋に係る損害保険契約（保険期間1年、地震保険なし）に加入している。
なお、この保険料（月額4,500円）は翌年1月より支払うことになっている。
 - (2) 新家屋は、自己資金及び借入金（返済期間20年の割賦償還によるもの）で建築している。
なお、当初借入額は28,000,000円、年末現在の残高は27,926,500円である。

●実力完成答練 第3回〔第二問〕問1

【資料Ⅴ】

- 甲が本年中に支払った保険料等は、次のとおりである。
1. 国民健康保険料 700,000円
 2. 国民年金保険料 395,760円
 3. 生命保険料 250,000円（うち旧生命保険料95,000円）
 4. 旧個人年金保険料 150,000円
 5. 介護医療保険料 30,000円
 6. 地震保険料（自宅分） 55,000円

●実力完成答練 第4回〔第二問〕問1

【資料Ⅲ】

- 甲は、本年5月31日まで居住の用に供していた国内に所在する居住用家屋及びその敷地を、本年6月1日以後は、内国法人G株式会社（以下、「G社」という。）に賃貸していたが、同社からの買取りの要請があったため、本年12月1日に同社に対して譲渡した。
これらに関する事項は、次のとおりである。
- 譲渡した居住用家屋及びその敷地は、いずれも甲が平成23年2月に取得し、以後、居住の用に供していたものである。
取得価額は、家屋が21,000,000円、敷地が37,600,000円であったが、その他、甲は取得時に家屋について220,000円、敷地について400,000円の登記費用を支払っている。
なお、家屋と同種の減価償却資産の耐用年数は22年である。
また、譲渡対価は、家屋が15,500,000円（源泉所得税控除前の金額）、敷地が45,000,000円（源泉所得税控除前の金額）であり、甲は、今回の譲渡について譲渡費用として950,000円を支払っている。

ズバリ的中!

相続税法

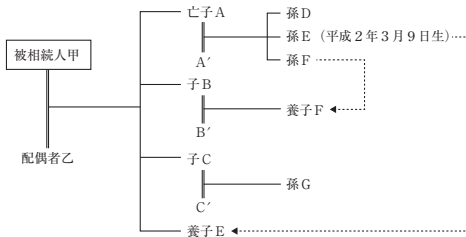
本試験問題

〔第一問〕

- 問1 相続税の延納及び物納制度に関するそれぞれの適用要件について、その概要を説明しなさい。
- なお、計画貸採に係る相続税の延納等の特例（租税特別措置法第70条の8の2）及び相続税の物納の特例（同法第70条の12）に関する規定についての説明は要しない。

〔第二問〕

- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次に図示するとおりである。



- ① 被相続人甲は、昭和10年2月10日生まれで、相続開始時において日本国籍を有する者であり、日本国内に住所を有していた。また、生前において日本国外に住所を有していたことはない。
- 2 相続人等は、特に記載がある者を除き、相続開始時においてすべて20歳以上である。
- 3 被相続人甲と配偶者乙は、昭和35年6月6日に婚姻した。
- 4 孫Eは、平成15年7月に被相続人甲及び配偶者乙と、孫Fは、平成7年8月に子B及びB'とそれぞれ適法に養子縁組している。
- 5 亡子Aは、平成28年5月16日に死亡したが、亡子Aの相続に関し、その相続人について相続を放棄した者あるいは限定承認をした者はいない。また、包括受遺者はいない。
- 6 子Cは、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国内に住所を有しておらず、日本国籍を有している。なお、子C以外の相続人等は、被相続人甲に係る相続開始時において、日本国籍を有し、日本国内に住所を有していた。
- 7 養子Eは、被相続人甲に係る相続開始時において相続税法第四条の4第2項に定める特別障害者である。
- なお、障害者控除の計算上、控除額が不足する場合にはその額について、扶養義務者全員の協議により子Cの算出相続税額から控除することとした。
- また、養子Eは亡子Aの死亡に係る相続税に関して障害者控除の適用は受けていない。
- 8 被相続人甲は、亡子Aの死亡に係る相続税の納税義務者ではない。

〔第二問〕

- (4) 建物Kは、子C及び孫Fがそれぞれ共有持分2分の1を取得する。
- 建物K（固定資産税評価額23,000,000円）は、4階建ての建物（各階の床面積は、それぞれ300㎡）である。なお、2階部分は平成28年3月末まで賃貸借契約により貸し付けていたが、それ以降は空室となっており、新規の貸付けの募集は行っていない。また、その他の階は賃貸借契約によりM社に貸し付けられていた。M社との賃貸借契約は、子C及び孫Fが承継し、被相続人甲に係る相続税の申告期限においても、同社に貸し付けられている。M社への貸付けに当たり、保証金の授受はなく、相続開始時において未収賃料はなかった。

TAC予想問題

●実力完成答練 第2回

〔第一問〕

- 問1 相続税の延納制度について次の事項を説明しなさい。ただし、租税特別措置法に規定する事項については説明を要しない。
- (1) 延納の要件
 - (2) 納税者が延納の申請の際、申告期限までに行うべき手続
 - (3) 延納の許可の取消

●実力完成答練 第5回

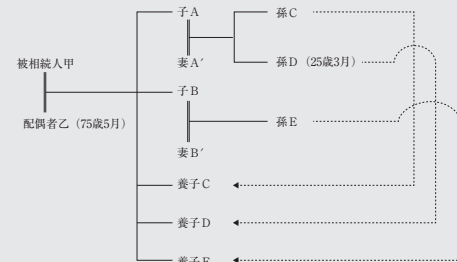
〔第一問〕

- 問1 相続税の物納について、その要件を説明しなさい。

●実力完成答練 第2回

〔資料1〕

- 1 被相続人甲は、平成29年11月29日長野県G市内の病院で病气により死亡し、相続人等はすべて同日その事実を知った。
- 2 被相続人甲の相続人等の状況は、次の図に示すとおりである。



- ① 被相続人甲の死亡時において、相続人等はすべて日本国内に住所を有しており、また、相続開始以前に日本以外に住所を有したことはない。
- 2 年齢は被相続人甲の死亡時のもので、年齢表示のない者はすべて20歳以上である。
- 3 被相続人甲の死亡に係る相続について、子Bは家庭裁判所に申述し、適法に相続の放棄をしている。
- 4 子Aは被相続人甲の死亡以前に既に死亡しているが、その死亡についての相続税の課税関係は生じていない。
- 5 孫C、孫D及び孫Eは、それぞれ出生と同時に被相続人甲及び配偶者乙と適法に養子縁組をしている。
- 6 孫Dは特定障害者（特別障害者以外の障害者に該当する。）であった。

●実力完成答練 第2回

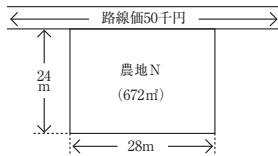
- ② F市所在の家屋330㎡（固定資産税評価額20,000,000円）
この家屋は、①の宅地の上に建てられている賃貸用共同住宅（全10室で各独立部分の床面積の合計は300㎡）で、月額12万円で貸し付けられていた。この家屋の貸し付けについて、敷金の授受はなく、家賃は各月分を前月末日までに支払うこととされており、相続開始時に未収はない。配偶者乙は相続税の申告期限までにその貸し付けを継承し、同期限まで貸し付けを継続している。
- なお、このうち1室（床面積30㎡）は相続開始時において空室であり、特に入居者の募集を行っていなかった。

〔第二問〕

- (5) アスファルト舗装Lは、子C及び孫Fがそれぞれ共有持分2分の1を取得する。
アスファルト舗装Lの再建築価額は6,000,000円、減価の額は300,000円である。

〔第二問〕

- (6) 農地Nは、孫Dへ遺贈する。
この農地N(672㎡)は、路線価地域(普通住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりであり、その形状は長方形である。この農地Nは市街地農地であり、宅地に転用するとした場合には地盤改良等が必要である。
なお、この農地Nを宅地に転用するとした場合に通常必要と認められる造成費用の合計額は、4,872,000円である。



〔第二問〕

- チ O社の平成29年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の額は、次のとおりである。
資産の合計額(帳簿価額によって計算した金額) 78,200,000円
資産の合計額(相続税評価額によって計算した金額) 92,723,000円
負債の合計額(帳簿価額によって計算した金額) 32,326,000円
負債の合計額(相続税評価額によって計算した金額) 32,326,000円
〔注〕 O社は相続開始時において仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額は明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく、評価額の計算に影響しない。

●実力完成答練 第3回

- (1) 宅地L(a部分・360㎡、b部分・120㎡)並びにその上に存する建物M及び構築物(アスファルト)は、甥Hが取得する。
この宅地は、路線価地域(普通商業併用住宅地区)に所在し、その地形等は次のとおりである。
なお、宅地L(a部分)の上に存する建物M(面積275㎡、固定資産税評価額22,000,000円)は、被相続人甲が営む食品販売業の店舗の用に供されているものであり、宅地L(b部分)の上に存する構築物(アスファルト)は、店舗専用の駐車場として利用されていたものである。
甥Hは、相続開始後、被相続人甲が営んでいた食品販売業を引き継いでおり、相続税の申告期限においてもこの宅地L(a部分及びb部分)並びに建物M及び構築物(アスファルト)を所有し、食品販売業の店舗の用に供している。
また、宅地Lは借地権割合70%、借家権割合30%の地域に所在する。
構築物(アスファルト)の評価に必要な資料は以下のとおりである。
① 課税時期において新たに建築するために要する費用の額の合計額 2,700,000円
② 建築の時から課税時期までの期間の償却費の額の合計額 450,000円
③ 取得価額 2,220,000円

●補助問題 第9回

- (4) 「農地Hは、養子Eに遺贈する。」
農地Hは、路線価地域(普通住宅地区)に所在する市街地周辺農地であり、その面積は800㎡である。
農地Hは平坦地で、近傍の類似する宅地の価額を基礎として求めたこの農地Hが宅地であるとした場合の1㎡当たりの相続税評価額は70,000円である。農地Hを宅地に転用するためには、全面の整地が必要である。
農地Hが所在する県における平成29年の平坦地の宅地造成費は、3,767円(1㎡当たり)である。

●全国公開模試

- チ Q社の比率要素の金額の計算の基となる純資産価額は次のとおりである。
平成29年3月31日現在の資本金等の額 120,000,000円
平成29年3月31日現在の利益剰余金の額 228,000,000円
リ Q社の平成29年3月31日現在の貸借対照表上の資産及び負債の金額は次のとおりである。

区 分	資産の合計額〔注〕	負債の合計額〔注〕
帳簿価額	410,000,000円	62,000,000円
相続税評価額	462,500,000円	62,000,000円

- 〔注〕 1 Q社は相続開始時に仮決算を行っていないため、相続開始時における資産及び負債の金額が明確ではないが、相続開始時の直前に終了した事業年度末から相続開始時までの間に資産及び負債について著しい増減がなく評価額の計算には影響しない。

ズバリ的中!

〔第二問〕 リ O社の類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等のAからDの金額は以下のとおりである。 「繊維・衣服等卸売業」 (イ) A株価：平成28年平均200円、平成29年5月163円、平成29年4月168円、平成29年3月166円 (ロ) B配当金額：5.0円 (ハ) C利益金額：30円 (ニ) D簿価純資産額：372円 ヌ O社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。 (イ) 直前期末以前1年間の年配当金額 0円 (ロ) 直前々期末以前1年間の年配当金額 1,920,000円 (ハ) 直前期末以前1年間の利益金額 7,200,000円 (ニ) 直前々期末以前1年間の利益金額 9,700,000円 (ホ) 直前期末の純資産価額の計算において採用する利益積立金額 56,300,000円 ① 各事業年度における利益金額は、差引利益金額である。 ② 類似業種比準価額を計算する場合のO社株式の株価の計算過程における比準割合の計算は、それぞれ小数点以下2位未満を切り捨てて計算するものとする。		●実力完成答練 第6回 ⑥ O社の類似業種の比準要素等の金額は次のとおりである。 「小売業」 A株価：平成29年7月 386円、6月 392円、5月 388円、平成28年平均 369円 平成29年7月以前2年間の平均 383円 B配当金額：4.0円 C利益金額：28円 D簿価純資産額：226円 ⑦ O社の比準要素の金額の計算の基となる金額は次のとおりである。 イ 直前期の年配当金額 110,000円 ロ 直前々期の年配当金額 100,000円 ハ 直前々期の前期の年配当金額 110,000円 ニ 直前期末以前1年間の利益金額 1,000,000円 ホ 直前々期末以前1年間の利益金額 1,100,000円 ヘ 直前々期末の前期末以前1年間の利益金額 1,200,000円 ト 直前期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額) 71,000,000円 チ 直前々期末における純資産価額(帳簿価額によって計算した金額) 70,000,000円
〔第二問〕 (8) P社の株式10,000株は、孫Fへ遺贈する。 この株式は、東京証券取引所の第一部及び名古屋証券取引所の第一部に上場されている株式で、その株価等の状況は次のとおりである。 なお、被相続人甲の住所地の最寄りの金融商品取引所は東京証券取引所である。また、P社の事業年度は1年で、決算期は8月である。 イ 課税時期前後の最終価格 (イ) 東京証券取引所 5月29日：2,008円、5月30日：2,001円、5月31日：2,004円 (ロ) 名古屋証券取引所 5月29日：2,003円、5月30日：1,996円、5月31日：1,997円 ロ 毎日の最終価格の月平均額 (イ) 東京証券取引所 平成29年5月：2,006円 平成29年4月1日から同年4月19日までの毎日の最終価格の月平均額：2,130円 平成29年4月20日から同年4月30日までの毎日の最終価格の月平均額：2,001円 平成29年3月：2,140円 (ロ) 名古屋証券取引所 平成29年5月：1,999円 平成29年4月1日から同年4月19日までの毎日の最終価格の月平均額：2,129円 平成29年4月20日から同年4月30日までの毎日の最終価格の月平均額：1,993円 平成29年3月：2,118円 ハ 増資の状況 (イ) 権利落の日：平成29年4月20日 (ロ) 株式の割当の基準日：平成29年4月30日 (ハ) 株式の割当の日：平成29年6月30日 (ニ) 株式の割当数：株式1株に対し0.1株を割当て (ホ) 株式の1株につき払い込むべき金額：100円		●実力完成答練 第4回 (6) M社株式100,000株は、養子Dに遺贈する。 M社株式は、上場会社であるM社(本社：福岡市)の株式である。 ① 増資の状況 株式権利落の日 平成29年5月8日 株式割当の基準日 平成29年5月10日 株式の割当条件 株式の譲渡数 株式1株に対し1.0株 株式1株につき払い込むべき金額 200円 ② 株価の状況 平成29年5月12日の最終価格(以下、「終値」という。) 東京証券取引所(以下、「東証」という。)：315円 福岡証券取引所(以下、「福証」という。)：317円 平成29年5月13日及び14日の終値 東証：取引なし 福証：取引なし 平成29年5月15日の終値 東証：322円 福証：328円 平成29年5月の毎日の終値平均 東証：403円 福証：399円 株式権利落の日の前日以前の平成29年5月の毎日の終値平均 東証：442円 福証：455円 株式権利落の日以後の平成29年5月の毎日の終値平均 東証：357円 福証：362円 平成29年4月の毎日の終値平均 東証：441円 福証：458円 平成29年3月の毎日の終値平均 東証：438円 福証：467円
〔第二問〕 (9) Q銀行R支店の定期預金30,000,000円は、配偶者乙が取得する。 なお、この定期預金の約定期間は2年であり、中間利払の制度がある。 イ 預入高 30,000,000円 ロ 満期時の約定利息 年1.2% ハ 中途解約利率 (イ) 預入期間1年未満の場合 年0.3% (ロ) 預入期間1年以上の場合 年0.6% (ハ) 中間利払利率 年0.5% ニ 預入日から相続開始日までの既経過日数 486日		●実力完成答練 第1回 (8) 定期預金(預入高 20,000,000円)は、孫Cが取得する。 この定期預金の内容は次のとおりである。 イ 約定期間 2年 ロ 既経過日数 584日 ハ 満期日の約定利息 年2.3% ニ 中間利払利率 年1.2% ホ 中途解約利率 年1.7%(1年6ヶ月以上)

ズバリ的中!

〔第二問〕 4 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、すべて配偶者乙が負担した。 (1) 被相続人甲の平成29年分所得税及び復興特別所得税の準確定申告に係る所得税及び復興特別所得税 500,000円 (2) 平成29年度住民税 280,000円 (3) 平成29年度固定資産税及び都市計画税 1,200,000円	
〔第二問〕 5 被相続人甲の通夜及び葬式に要した費用は次のとおりであり、すべて子Cが負担した。 なお、香典4,000,000円は配偶者乙が取得した。 (1) 通夜及び葬式費用 3,000,000円 (2) 戒名料 200,000円 (3) 香典返しに係る費用 2,500,000円	
〔第二問〕 (2) U生命保険 イ 保険契約者 配偶者乙 ロ 被保険者 配偶者乙 ハ 保険料負担者 被相続人甲 ニ 保険金受取人 配偶者乙 ホ 保険金額 8,000,000円 〔注〕 U生命保険契約の保険料は一時払いで支払っており、相続開始時において、その保険契約を解約した場合に支払われることとなる解約返戻金の額は4,000,000円（4,000,000円は、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額を減算する前の金額である。）である。 なお、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税等の額に相当する金額は、48,895円である。	
〔第二問〕 7 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から次のとおり贈与を受けており、平成28年分までの贈与税の申告、納税が必要なものについては、適法に済ませている。 なお、受贈者はいずれも被相続人甲以外の者からの贈与を受けていない。 (1) 亡子Aは、平成26年11月4日に被相続人甲から定期預金10,000,000円の贈与を受けている。 なお、亡子Aは平成26年分の贈与税の申告において、特定贈与者を被相続人甲として相続税法第21条の9に規定する相続時精算課税の適用を受けている。 また、亡子Aは、平成25年分以前に相続時精算課税の適用を受けたことはない。	

●実力完成答練 第4回

7 被相続人甲に係る債務は次のとおりであり、それぞれに掲げる者が負担した。

(1) 被相続人甲の所得税及び復興特別所得税の準確定申告に係る所得税及び復興特別所得税の額 250,000円 養子Eが負担

(2) 平成29年度住民税 200,000円 養子Eが負担

(3) 平成29年度固定資産税 2,396,000円 養子Aが996,000円、養子Bが800,000円、養子Eが600,000円負担

(4) 平成28年度固定資産税に係る延滞金 平成29年2月に納付すべき固定資産税の納付が遅れたことに伴い課されることとなった延滞金（平成29年4月にその通知を受けた。）12,000円 養子Aが負担

●実力完成答練 第2回

5 被相続人甲の葬式等に要した費用は次のとおりであり、これらはすべて配偶者乙が立替払していたが、相続税の申告期限までに相続人の誰が負担するかは確定していない。

(1) 通夜の費用 1,500,000円 (5) 戒名料 300,000円

(2) 葬式の費用 1,000,000円 (6) 永代供養料 1,300,000円

(3) 通夜の飲食代 400,000円 (7) 初七日の法事の費用 500,000円

(4) 香典返しの費用 1,200,000円

●実力完成答練 第3回

6 上記のほか、相続税の申告書の提出期限までに、次の事項が判明している。

(1) 被相続人甲に係る生命保険契約は次表のとおりである。

区 分	T生命保険	U生命保険	V生命保険
保険契約者	被相続人甲	配偶者乙	被相続人甲
被保険者	被相続人甲	配偶者乙	父丙
保険料負担者	被相続人甲全額	被相続人甲 1/2 配偶者乙 1/2	被相続人甲 1/2 父丙 1/2
保険金受取人	配偶者乙	甥H	被相続人甲
保険金額	48,500,000円	30,000,000円	年 1,000,000円
払込済保険料	20,000,000円	16,000,000円	10,000,000円
解約返戻金	—	18,000,000円	—

〔注〕 1 T生命保険契約については、保険金受取人である配偶者乙は保険金額のほかに剰余金200,000円の分配を受けている。

2 U生命保険契約については、相続開始時における解約返戻金のほかに剰余金180,000円の分配があり、解約返戻金の額につき源泉徴収されるべき所得税の額が406,300円ある。

●実力完成答練 第3回

6 子Aは平成29年2月20日に死亡している。なお、子Aの遺産総額は基礎控除額以下であり、子Aの相続に係る相続人は、相続の放棄をしていない。

(2) 被相続人甲の相続人等は、相続開始前に被相続人甲から次のとおり贈与を受けている。

贈与年月日	受贈者	受贈財産	贈与時の時価	備考
平成26年3月10日	配偶者乙	居住用不動産	50,000,000円	〔注〕1
平成27年6月20日	配偶者乙	宝飾品	2,000,000円	〔注〕2
平成28年1月10日	子 A	現金	25,000,000円	〔注〕3
平成28年2月8日	甥 H	現金	2,000,000円	

〔注〕 1 配偶者乙は平成26年分の贈与について、贈与税の申告に当たり、適法に贈与税の配偶者控除の適用を受けている。

2 配偶者乙は平成27年分の贈与について、贈与税の申告をしておらず、また、贈与税の決定も受けていない。

3 子Aは平成28年分の贈与について、相続時精算課税を選択しており、適法に手続きを済ませている。

ズバリ的中!

酒 税 法

本試験問題

〔第二問〕

- 1 甲株式会社は、平成25年3月中に、その製造場の所在地の所轄税務署長から、初めて全ての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。

〔第二問〕 A

米600kg、米こうじ230kg（こうじ米200kg）、清酒かす240kg、水あめ200kg（含有水分25%）及び水を原料として発酵させ、その液状部分とかす部分を分離した液状部分の酒類2,000ℓ（アルコール分16.0度、エキス分6.0度、発泡性なし）

〔第二問〕 B

他の酒類製造者の製造場から未納税移入した酒類500ℓ（ぶどう果汁600ℓ（含有糖分96kg）及びぶどう糖90kgを原料として発酵させたもの（アルコール分18.0度、エキス分7.7度、発泡性なし））に、炭酸水500ℓを加えた酒類1,000ℓ（アルコール分9.0度、エキス分3.8度、発泡性あり）

〔第二問〕 C

米100kg、麦芽300kg、ホップ5kg及び水を原料として発酵させた酒類4,000ℓ（アルコール分5.5度、エキス分1.0度、発泡性なし）

〔第二問〕 D

発芽させた小麦200kg及び水により、とうもろこし300kgを糖化させて発酵させたアルコール含有物を、単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分80.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）して水を加えた酒類100ℓ（アルコール分60.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）に、他の酒類製造者の製造場から課税移出された原料用アルコール2,000ℓ（アルコール分57.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）及び水を加えた酒類3,000ℓ（アルコール分40.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）

〔第二問〕 E

麦500kg、米こうじ200kg、清酒かす100kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分60.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）して水を加え、砂糖1kg（分蜜をしたもので、当該砂糖を加えたことによる着色又は着香はない。）及び合成着色料0.2kg（食品衛生法施行規則に定める食用黄色5号）を加えた酒類2,500ℓ（アルコール分25.0度、エキス分0.1度、発泡性なし）

〔第二問〕 F

麦100kg、米こうじ30kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分90.0度、エキス分0.0度）して水を加えた酒類20ℓ（アルコール分42.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）、米300kg、糖類200kg及び水を原料として発酵させた酒類1,500ℓ（アルコール分20.0度、エキス分5.0度、発泡性なし）

〔第二問〕 G

麦300kg、米こうじ120kg、ジャがいも60kg及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分60.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）したものに、杉の木片の成分を浸出させ水を加えた酒類1,200ℓ（アルコール分12.0度、エキス分0.1度、発泡性なし）

TAC予想問題

●直前予想答練 第2回〔第二問〕

【資料】

1. 甲株式会社は、平成25年3月中に、その製造場の所在地の所轄税務署長からすべての品目の酒類の製造免許を受けており、他に製造免許を受けている製造場はない。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕 H

米400kg、米こうじ160kg（こうじ米140kg）、水あめ60kg（水分重量10kg）、他の酒類製造者の製造場から未納税移入した単式蒸留焼酎200ℓ（アルコール分35度、当該酒類の重量197kg）、原料用アルコール50ℓ（アルコール分60度）及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分14度、エキス分7度）

●全国公開模試〔第二問〕 B

他の酒類製造者の製造場から未納税移出した酒類（りんご果汁1,000ℓ（含有する糖類の重量120kg）、砂糖110kg及び水を原料として発酵させた酒類1,200ℓ（アルコール分16度、エキス分8度））に、水800ℓを加えた酒類2,000ℓ（エキス分4.8度）

●全国公開模試〔第二問〕 D

発芽させた大麦600kg、発芽させた小麦400kg、ホップ30kg、米300kg、コーン150kg、でん粉50kg及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有するもの（アルコール分5度、エキス分3度）

●全国公開模試〔第二問〕 H

発芽させた米及び水を原料として糖化、発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分60度）した酒類400ℓ（アルコール分60度、エキス分0.3度）に、他の酒類製造者の製造場から未納税移出された酒類（レモン果汁及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分60度）した酒類（アルコール分60度、エキス分0.3度）にレモン色素10kg及び水を加えた酒類8,000ℓ（アルコール分50度、エキス分1.2度））及び水を加えた酒類10,000ℓ（アルコール分42.4度、エキス分1.2度）

●実力完成答練 第3回〔第二問〕

5. 次の酒類に分蜜をした砂糖及び水を加えた酒類（アルコール分20度、エキス分1.8度、着色又は着香なし）
- ・ さつまいも、さつまいもこうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機以外の蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分70度）して水を加えた酒類（アルコール分45度、エキス分0.3度）

●直前講義 第1回・補助問題〔問題〕 A

米700kg、米こうじ300kg（こうじ米240kg）、他の酒類製造者の製造場から未納税移出された連続式蒸留焼酎350ℓ（アルコール分35度、重量325kg）、水あめ180kg（含有水分35%）、アミノ酸塩5kg、有機酸3kg及び水を原料として発酵させてこした酒類（アルコール分19度、エキス分5度）

●直前予想答練 第1回〔第二問〕

4. 麦芽、果実及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を単式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分60度）して水を加えた酒類（アルコール分40度、エキス分0.3度）は、木片を投入してその成分を浸出させた酒類（アルコール分40度、エキス分0.5度）

ズバリ的中!

〔第二問〕 H 麦芽10kg、糖類1,000kg（含有水分32%）、たんぱく質物分解物（大豆を原料とするもの）300kg、ホップ30kg、酵母エキス5kg、カラメル5kg及び水を原料として発酵させた酒類（アルコール分5.0度、エキス分3.0度、発泡性あり）に、大麦、小麦及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機で蒸留（留出時のアルコール分80.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）して水を加えたもの（アルコール分44.0度、エキス分0.0度、発泡性なし）を加えた酒類1,600ℓ（アルコール分5.0度、エキス分3.0度、発泡性あり）	●全国公開模試〔第二問〕 G ライ麦麦芽1,000kg、ホップ80kg、ライ麦900kg、果実5kg、カラメル（着色料）15kg及び水を原料として発酵させた酒類で発泡性を有するもの4,800ℓ（アルコール分5度、エキス分3度）に、大麦、大麦こうじ及び水を原料として発酵させたアルコール含有物を連続式蒸留機により蒸留（留出時のアルコール分90度）して水を加えた酒類200ℓ（アルコール分40度、エキス分0.2度）を加えた酒類で発泡性を有するもの5,000ℓ（アルコール分6.4度、エキス分2.8度）
〔第二問〕 5 商品Aについては、4の表のほか、平成29年8月5日に公的機関主催の品評会に出品するため、出品要領に従い5本（容器の容量1,800ml）を送付し、その受領書を保管している。	●直前予想答練 第2回〔第二問〕 9. 商品Eについては、4の表のほか、平成29年8月5日に地方自治体主催の品評会に特別な容器に詰め替えて10本（容器の容量500ml）を出品した。
〔第二問〕 6 商品Bについては、4の表の平成29年8月5日に移出したもののうち、300本（容器の容量720ml）は輸出する目的で酒税法第29条（輸出免税）の規定により製造場から移出したものである。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 10. 商品Hについては、4の表に、平成29年7月中に2,000本（容器の容量720ml）を輸出の目的で酒税法第29条第1項の規定により移出したものが含まれている。
〔第二問〕 7 商品Eについては、4の表のほか、平成29年4月中に酒類販売業者に課税移出されたもの22本（容器の容量720ml）が、平成29年8月10日に酒類販売業者から返品され、製造場内に持ち込まれた。 なお、平成29年4月中の商品Eの課税移出数量は100kℓである。	●全国公開模試〔第二問〕 7. 商品Dについては、平成28年7月中に、酒類販売業者に課税移出（全て租税特別措置法第87条の6の規定の適用を受けている。）されたもの3,000本（容器の容量500ml）が、返品のため、平成29年8月中に酒類販売業者から製造場内に持ち込まれた。
〔第二問〕 8 商品Fについては、4の表のほか、タンクのひび割れによりタンク内の酒類が流出し、平成29年8月8日に300,000mlが滅失した。なお、製造場の所在地の所轄税務署長にその旨の届出をしている。	●実力完成答練 第2回〔第二問〕 7. 商品Dについては、4の表のほか、平成29年8月中に従業員の過失により製造場内の貯蔵タンクから流出し200ℓが滅失した。 なお、所轄税務署長にその旨の届出書を提出している。
〔第二問〕 9 商品Gについては、4の表のほか、平成29年8月20日に在日カナダ大使館に100本（容器の容量1,000ml）を送付し、その受領書を保管している。	●実力完成答練 第4回〔第二問〕 9. 商品Eについては、5の表のほか、平成29年7月14日に在日アメリカ大使館に240本（容器の容量750ml）を販売した。
〔第二問〕 9 商品Hについては、4の表のほか、平成29年8月23日に何者かが製造場に侵入し、10本（容器の容量633ml）を持ち去った。直ちに警察署へ届け出ており、甲株式会社への責めに帰す事由はない。	●実力完成答練 第1回〔第二問〕 7. 商品Cについては、4の表のほか、平成29年7月9日に製造場に何者かが侵入し、50本（容器の容量700ml）を持ち去った。直ちに所轄警察署に届け出ており、甲株式会社への責めに帰す事由はない。

ズバリ的中!

消費税法

本試験問題

〔第一問〕

問1 次の各問に答えなさい。

- (1) 特定資産の譲渡等に該当する役務の提供の意義について述べなさい。
- (2) 国内において特定資産の譲渡等が行われた場合に、特定資産の譲渡等を行った事業者及び事業として特定資産の譲渡等を受けた事業者における消費税法の適用関係について述べなさい。
なお、消費税が課される場合には、その納税義務者及び納税義務の成立の時期について、その根拠も含めて述べなさい。

〔第一問〕

問2 消費税法に関する以下の文章について、正誤及びその理由を述べよ。

- (3) その課税期間における課税売上高が5億円を超え、又はその課税期間における課税売上割合が百分の九十五未満のときには、消費税法第30条第2項第1号若しくは第2号に規定する方法によって、課税標準に対する消費税額から控除する課税仕入れに係る消費税額を計算することとなるが、同項第1号に規定する個別対応方式による場合には、例えば、課税資産の譲渡等のみ要する課税仕入れを抽出して、それ以外の課税仕入れ全てについて、課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものとして計算することができる。

TAC予想問題

●実力完成答練 第1回〔第一問〕

問1 次の問に答えなさい。

- (1) 消費税法では、国内において事業者が行った資産の譲渡等(特定資産の譲渡等に該当するものを除く。)及び特定仕入れには、この法律により、消費税を課することとされている。
この場合において、「資産の譲渡等」、「特定資産の譲渡等」及び「特定仕入れ」の意義や範囲について述べなさい。
② 消費税法施行令に規定する事項については触れる必要はない。

●理論ドクター P164

課税事業者である甲社(国外に支店等を有していない。)は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの課税期間において、国外事業者であるA社(国内に支店等を有していない。)とインターネットショッピングサイトの使用許諾契約を締結し、サイト使用料12,600,000円を支払っている。

このサイトは使用許諾契約において取引当事者間固有の契約に基づき、役務の提供を受ける事業者が事業として利用することが明らかであり、「事業者向け電気通信利用役務の提供」に該当する。
なお、このサイトでは甲社の課税製品のみを消費者向けに販売している。

ここで甲社が支払ったサイト使用料の取扱いについて、次の問いに答えなさい。

- 問1 国内取引に該当するかどうか
- 問2 課税標準に含まれるかどうか
- 問3 個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合の取扱い
② 甲社は消費税簡易課税制度選択届出書を提出したことはなく、当課税期間の課税売上割合は95%未満である。

●理論ドクター P167

特定資産の譲渡等を行う事業者が、特定課税仕入れを行う事業者に対し行うべき表示義務について述べなさい。

●上級テキスト (P195)、レギュラー速修テキスト (P87)

個別対応方式の適用方法(基通11-2-18)

個別対応方式により仕入れに係る消費税額を計算する場合には、その課税期間中において行った個々の課税仕入れ等について、必ず、課税資産の譲渡等のみ要するもの、その他の資産の譲渡等のみ要するもの及び課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものと区分しなければならない。

したがって、例えば、課税仕入れ等の中から課税資産の譲渡等のみ要するものを抽出し、それ以外のものを全て課税資産の譲渡等とその他の資産の譲渡等に共通して要するものに該当するものとして区分することは認められない。

ズバリ的中!

〔第一問〕 問 2 (4) その課税期間において課税事業者である事業者は、原則として消費税法第45条第1項により消費税の確定申告書を提出する必要があるが、例えば、国内において行った課税資産の譲渡等に係る課税標準である金額に対する消費税額が1,000,000円で、当該消費税額から控除することができる仕入れに係る消費税額等の同項第3号イからニに掲げる消費税額の合計額も1,000,000円である場合、消費税の納付税額が生じないことから、消費税の確定申告書を提出する義務はない。	●直前予想答練 第1回〔第一問〕 問 2 次の①から③までの各事例について、各問に答えなさい。 解答にあたっては、課税資産の譲渡等に係る中間申告、国税通則法における規定、各申告書の具体的な記載事項、その他特記されていない事項については考慮する必要はない。 また、各事例について税額を計算する必要はない。なお、各事業者ともに特定課税仕入れは行っておらず、③のE社以外は輸入取引を行っていないものとする。 ① 個人事業者A（以下「A」という。）は、国内において玩具の販売業を営む課税事業者であったが、Aは当年の平成29年5月7日に死亡したことによりAの息子B（以下「B」という。）がAの事業を相続（包括承継に該当する。）により承継した。なお、相続人であるBは同日にAの相続の開始があったことを知った。 また、Aの平成29年1月1日から死亡の日までに係る課税売上高は4,860万円（税込）、課税仕入高は3,240万円（税込）であった。 この場合におけるAの当年（平成29年）に係る (1) 申告等の手続について、概要を述べるとともに、法令の規定を述べなさい。 (2) 当該申告書の提出期限を具体的な日付で述べなさい。 (3) 当該申告における納税地について、答案用紙に従って解答しなさい。
〔第二問〕 問 1 前提資料 1 会計帳簿における経理について、すべて消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含んだ金額により処理（税込経理）していたが、当課税期間より、すべての取引を消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式（以下「税抜経理」という。）に変更した。 なお、税抜経理を行うに当たっては、取引の相手方に交付した又は取引の相手方から交付を受けた請求書、領収書等に消費税等の額が区分して記載があるものについては、その記載に基づき、それ以外のものについては甲の経理担当者が帳簿に記載する際に区分し、区分した消費税等の額は「仮払消費税等」勘定又は「仮受消費税等」勘定で経理している。	●全国公開模試〔第二問〕 前提資料 1 会計帳簿における経理処理について、すべて消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）を含んだ金額により経理（以下「税込経理」という。）していたが、当課税期間より、すべての取引を消費税等の額とその消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理（以下「税抜経理」という。）する方式に変更した。 なお、税抜経理を行うに当たっては、取引の相手方に交付した又は取引の相手方から交付を受けた請求書、領収書等に消費税等の額が区分して記載があるものについては、その記載に基づき、それ以外のものについては、甲社の経理担当者が帳簿に記載する際に区分し、区分した消費税等の額は「仮払消費税等」勘定又は「仮受消費税等」勘定で処理されている。
〔第二問〕 問 1 前提資料 5. 甲は、平成25年1月1日から同年12月31日までの課税期間から課税売上高が1,000万円以下になったことがなく、課税事業者に該当後速やかに消費税法第57条第1項に規定する届出書「消費税課税事業者届出書」を提出し、平成26年12月25日に、平成27年1月1日から同年12月31日までの課税期間を適用開始課税期間とする消費税法第37条第1項（中小事業者の仕入れに係る消費税額の控除の特例）に規定する届出書「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出の上同項の適用を受けている。なお、その後同条第5項に規定する届出書「消費税簡易課税制度選択不適用届出書」の提出をしたことはない。 また、課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等について、消費税法施行令第57条第5項第1号から第6号の各号に掲げる第一種事業から第六種事業の種類ごとに適正に区分している。	●実力完成答練 第2回 前提資料 (6) 甲社は、平成28年6月1日から平成29年3月31日を適用開始課税期間とする「消費税簡易課税制度選択届出書」（消費税法第37条第1項に規定する届出書をいう。）を平成28年9月20日に提出し、その適用を受けている。なお、当課税期間中に国内において行った課税資産の譲渡等については、消費税法施行令第57条第5項第1号から第6号に規定する事業の種類ごとに適正に区分されているものとする。
〔第二問〕 問 1 【資料】 5. 甲の当課税期間の前課税期間に係る確定消費税等の額は677,800円（消費税533,700円、地方消費税144,100円）であり、甲は消費税法第42条第8項に規定する任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出していない。	●補助問題 第3回〔第二問〕問 2 7. 乙社の前課税期間の確定消費税の6月分は304,500円（消費税240,000円、地方消費税64,500円）であり、乙社は任意の中間申告書を提出する旨の届出書（消費税法第42条第8項に規定する届出書をいう。）を納税地の所轄税務署長に提出していない。
〔第二問〕 問 1 【資料】 6 6. 平成29年6月27日に自己破産した顧客に対し、平成28年12月24日にベットの販売した販売代金156,600円（消費税等込）については、甲の事業廃止に伴い、平成29年12月31日に貸倒れとして処理した。 なお、当該貸倒れに係る事項は、上記損益計算書には含まれていない。	●合格情報補助問題〔第二問〕 20 「貸倒損失」は平成27年7月12日（契約日）に丙社が販売した土地付建物の決済残金が個人顧客の自己破産の決定（平成29年12月25日）により債権の全額切捨てが確定したために、計上されたものである。当該契約内容は下記のとおりである。 契約金額：7,000,000円（土地5,200,000円、建物1,800,000円）、手付金額：750,000円（契約日に受領済）

ズバリ的中!

〔第二問〕 問2 〔資料〕 4. A社が当課税期間中に納付した消費税等の中間納付税額は824,000円（消費税額648,900円、地方消費税額175,100円）である。	●直前予想答練 第2回 〔第二問〕問1 〔資料〕 1 中間申告に関する事項 当課税期間中の中間申告により納付した消費税額及び地方消費税額は10,463,400円（うち地方消費税額2,223,400円）であるが、租税公課で処理されている。
〔第二問〕 問2 〔付記事項〕(5) ② 通勤手当 3,719,344円 上記②の金額には、通勤のために通常必要であると認められる部分を超えるものとして、所得税法上給与として課税された金額520,000円が含まれている。	●補助問題 第2回 〔第二問〕〔付記事項〕(7) ① 国内出張に係る鉄道運賃、航空運賃、宿泊費用 1,857,000円 上記には、通常必要と認められる範囲を超える部分として、所得税法上給与として課税された金額458,000円が含まれている。
〔第二問〕 問2 〔付記事項〕 (18) 「その他の営業経費」の内訳は、次のとおりである。 ① 税理士報酬 （源泉所得税及び復興特別所得税98,016円を含む。） 960,000円	●合格情報補助問題 〔第二問〕〔付記事項〕 (22) 「その他の営業経費」は以下のものを除き、共通課税仕入れに該当するものである。 ① 税理士報酬（源泉所得税額162,500円を含む） 1,296,000円
〔第二問〕 問2 〔付記事項〕 (19) 「受取利息配当金」は、国内銀行の預金利息であり源泉所得税2,515円、復興特別所得税53円が控除された手取額である。	●合格情報補助問題 〔第二問〕〔付記事項〕 (23) 「受取利息配当金」の内訳は、次のとおりである。 ① 国内銀行の預金利息 82,992円 源泉所得税14,700円、復興特別所得税308円が控除された手取額である。

スバリの的中!

固 定 資 産 税

本試験問題

〔第一問〕

問 1 移動性償却資産に対する固定資産税の課税団体、事業者の申告、評価・価格等の決定及び価格等の固定資産課税台帳への登録について、船舶を例にとり、2以上の市町村にわたって使用される場合にも触れながら説明しなさい。

〔第一問〕

問 2 土地課税台帳の閲覧制度と土地価格等縦覧帳簿の縦覧制度に関して、相互の相違点を踏まえつつ、その趣旨、対象期間、対象者及び対象項目についてそれぞれ説明しなさい。

〔第二問〕 問 1

⑫ 専有部分における各階の天井の高さは以下のとおりであり、N市長は当該各階の天井の高さについて著しい差異があるとして、地方税法第352条第1項の規定に基づく補正を行うこととしている。

1 階	5.2m
2 階及び 3 階	3.0m
4 階	4.5m

⑬ 天井の平均の高さは 3.9mである。

TAC予想問題

●実力完成答練 第3回〔第一問〕 1

1. 甲社は日本国内の複数の定けい場のみにおいて使用する船舶（日本国籍、大規模の償却資産には該当しないもの）を保有し、平成29年度の賦課期日現在事業の用に供している。そこで、当該船舶に係る固定資産税の課税標準について説明した上で、課税団体、評価及び価格の決定について説明しなさい。

●実力完成答練 第1回〔第一問〕 1

1. 固定資産税において土地価格等縦覧帳簿の縦覧制度が設けられている趣旨及び当該縦覧制度について説明しなさい。なお、修正勧告により価格等を修正した場合の縦覧については、説明することを要しない。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕 1

⑤ 各専有部分には、次のような差がある。

(a) 天井の高さ（平均4.35m）

1階部分 5.1m 2階部分 3.1m 3階部分 2.9m 4階部分 6.6m

ズバリ的中!

〔第二問〕問2

問2 次に掲げる償却資産に係る平成29年度分の課税標準額を、甲県課税分、乙市課税分及び丙町課税分に分けて、それぞれ計算過程を明らかにした上で算出しなさい。なお、税率は標準税率によるものとし、免税点は地方税法第351条本文の免税点によるものとする。

〔X会社〕

① A工場

甲県乙市に建設され、平成27年5月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は42,000,000千円
平成28年度に法定金額[※]を超過

② B工場

甲県乙市に建設され、平成27年10月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は86,000,000千円
平成28年度に法定金額を超過

③ C工場

甲県丙町に建設され、平成23年8月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は23,000,000千円
平成24年度に法定金額を超過

〔Y会社〕

④ D工場

甲県乙市に建設され、平成26年12月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は3,000,000千円
平成27年度に法定金額を超過

⑤ E工場

甲県丙町に建設され、平成24年9月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は2,000,000千円
平成25年度に法定金額を超過

⑥ F工場

甲県丙町に建設され、平成21年7月1日に稼働開始
平成29年1月1日現在の評価額は55,000,000千円
平成22年度に法定金額を超過

(1) 官報に公示された最近の人口は、甲県780,000人、乙市59,000人、丙町27,000人である。

(2) 平成28年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額は、乙市15,200,000千円、丙町15,000,000千円である。

(3) 平成28年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額は、乙市6,903,000千円、丙町8,000,000千円である。

(4) (2)の基準財政収入額に算入された大規模償却資産に係る固定資産税の収入見込額は、乙市1,950,235千円、丙町2,280,000千円である。

※ 地方税法第349条の4第1項の規定により、市町村の区分に応じて定められる以下の金額をいう。

●実力完成答練 第2回〔第二問〕問2

問2 次の〔資料〕に掲げる償却資産に係る平成29年度分の課税標準額を甲県課税分、乙市課税分に分けてそれぞれ計算過程を示して算出しなさい。なお、計算は千円単位で行うこととし、千円未満の金額が生じたときには、切り捨てることとする。

〔資料〕

甲県乙市（地方自治法第252条の19第1項の市以外の市）の償却資産等の状況は次のとおりである。

- (1) 人口 1万9,000人
- (2) 平成28年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政収入額 320億円
- (3) 平成28年度の地方交付税の算定の基礎となった基準財政需要額 168億円
- (4) (2)の基準財政収入額に算入された大規模償却資産に係る固定資産税の収入見込額 53億7,998万円
- (5) 償却資産に係る平成29年度分の課税標準額等
 - ① X社A発電所
 - ・平成25年4月1日建設
 - ・平成28年度に課税定額^{*}を超過
 - ・平成29年1月1日現在の価額 4,444億4,000万円
 - ※ 課税定額とは、地方税法第349条の4第1項の規定により、市町村の区分に応じて定められる金額をいう。以下同じ。
 - ② X社B工場
 - ・平成27年8月1日建設
 - ・平成28年度に課税定額を超過
 - ・平成29年1月1日現在の価額 2,852億4,000万円
 - ③ X社C設備^{*}
 - ・平成27年11月1日建設
 - ・平成28年度に課税定額を超過
 - ・平成29年1月1日現在の価額 500億円
 - ※ B工場に増設された設備で一の工場に類すると認められるものである。
 - ④ X社D防波堤
 - ・平成25年4月1日建設
 - ・平成27年度に課税定額を超過
 - ・平成29年1月1日現在の価額 600億円
 - ⑤ X社E工場
 - ・平成21年4月1日建設
 - ・平成27年度に課税定額を超過
 - ・平成29年1月1日現在の価額 1,600億円
 - ⑥ Y社F工場
 - ・平成16年2月1日建設
 - ・平成17年度に課税定額を超過
 - ・平成29年1月1日現在の価額 2,400億円
 - ⑦ Y社G発電所
 - ・平成26年2月1日建設
 - ・平成28年度に課税定額を超過
 - ・平成29年1月1日現在の価額 7,298億4,000万円

スバリの的中!

事業税

本試験問題

〔第一問〕

問1 物品販売業のみ行う株式会社（資本金の額は1億円超）が解散（合併によるものでない。）した場合における清算中の各事業年度の法人事業税の申告納付について説明しなさい。

〔第一問〕

問2 法人の行う保険業（貿易保険業を除く。）に係る収入割の課税標準の算定方法について説明しなさい。
なお、分割基準については説明を要しない。

〔第二問〕

A氏はP県に所在する自宅の一部を店舗として利用し、雇用人B、Cの2名とともにマッサージ業を営み利益を得ている。加えてA氏は同自宅兼店舗にて、子Dに不動産の貸付けに関する事務に従事させ利益を得ている。

また、A氏は平成28年9月23日にQ県に新たに健康雑貨を販売する店舗を開設し、雇用人E、Fの2名を新たに雇い、販売業に従事させることとした。

平成29年度に課税される事業税の課税標準及び税額の算定についてA氏から尋ねられた場合、甲税理士はいかに説明したらよいか述べなさい。

なお、損失の繰越控除、被災事業用資産の損失の繰越控除、事業用資産の譲渡損失の控除及び事業用資産の譲渡損失の繰越控除に関することについては説明を要しない。

【資料】

- A氏は平成18年の開業以来、所得税法に規定する青色申告書を提出することにつき所轄税務署の承認を受けており、継続して事業を行っている。
- A氏の子Dは地方税法第72条の49の12第2項に規定する青色事業専従者に該当する。
- A氏は子Dに支払った給与について、青色事業専従者給与に関する届出書を所轄税務署長に期限内に提出している。
- A氏はマッサージ業以外には従事していない。
- マッサージ業はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律に掲げる免許に基づくものである。
- A氏は社会保険診療は行っていない。
- A氏は地方税法第72条の2第10項第5号に掲げる両目の視力を喪失した者及び視力障害のある者に該当しない。
- マッサージ業、不動産貸付業、販売業それぞれを区分して所得を計算している。
- A氏が貸し付けている不動産はQ県に所在するアパート2棟16室である。
- 雇用人E、Fの2名を新たに雇ったことを除き、平成28年中に従業者数の変動はない。
- P県及びQ県は個人の事業税について、地方税法第72条の49の17第1項各号に掲げる標準税率と同じ税率を採用している。

TAC予想問題

●直前予想答練 第2回〔第一問〕問1

〔第一問〕

問1

清算中の各事業年度の申告納付について説明しなさい。

●実力完成答練 第2回〔第一問〕問1

〔第一問〕

問1

保険業を営む法人の課税標準の総額の算定方法について説明しなさい。

●実力完成答練 第4回〔第一問〕問2

問2

甲税理士は、A県において学習塾を経営する乙氏（65歳）から個人の事業税について相談を受けた。乙氏は平成20年8月25日にB県に所在する薪炭製造業に係る設備及びC県に所在するマンションを相続により取得し、同日よりこれらの事業を開始している。

また、乙氏は平成28年7月21日より、B県において教育教材の販売店の営業を開始した。

なお、乙氏は同居している妻（58歳。乙氏と生計を一にしている。）、同居していない第一子（30歳。乙氏と生計を一にしている。）、同居している第二子（25歳。生計を一にしている。）及び数名の雇用人とともに上記に掲げる事業を行っているが、平成28年における各人の労働日数は次のとおりである。

所在地	事業の内容	乙	妻	第一子	第二子	雇用人
A県a市	学習塾の経営	250日	0日	270日	270日	1,800日
B県b市	薪炭製造業	0日	300日	0日	0日	360日
B県c市	教育教材の販売店	20日	0日	0日	0日	200日
C県d市	マンションの経営	0日	0日	0日	0日	366日

以上の事実を踏まえ、平成29年度における個人の事業税の課税標準及び税額の算定について乙氏から尋ねられた甲税理士はいかに説明すればよいか、次の【資料】も参考にして述べなさい。

【資料】

- B県b市における薪炭製造業は農業に関連するものではない。
- C県d市におけるマンションの経営は、25世帯収容のものでありその全てを賃貸している。また、管理人が常時駐在している。
- 上記における各事業は法施行地内における事業にかかるものであり、乙氏の事業の所得の算定上、法施行地外にその源泉を有するものは一切ないものとする。
- 乙氏は所得税において、青色申告書を提出することにつき国の税務官署の承認を受けていない。
- 乙氏は開業以来連続して事業税の申告をしている。
- 上記の【資料】等以外に特に考慮すべき事項はないものとする。

ズバリ的中!

〔第三問〕

問1 甲ガス株式会社（以下「甲社」という。）の本体はA県に所在しており、B県において可燃性天然ガスの掘採を行い、A県、B県及びC県の需要家に対し導管によりガスを供給する事業を行っている。

次の甲社に係る【資料1】から【資料3】に基づき、第14期事業年度に係る事業税額について、各県に納付すべき事業税額を、それぞれの計算過程を明らかにして求めなさい。

【資料1】

- 第14期事業年度は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までである。
- 平成29年3月31日現在の貸借対照表は【資料2】のとおりである。
- 第14期事業年度の損益計算書は【資料3】のとおりである。

【資料3】

損益計算書
自 平成28年4月1日
至 平成29年3月31日

甲ガス株式会社 (単位：百万円)

項 目	金 額	
I 製品売上	53,000	53,000
II 売上原価		
1 期首たな卸高	50	
2 当期製品製造原価	32,000	
3 当期製品自家使用高	1,400	
4 期末たな卸高	40	30,610
売上総利益		22,390
III 供給販売費	15,000	
IV 一般管理費	4,500	19,500
事業利益		2,890
V 営業雑収益		
1 受注工事収益	1,300	
2 器具販売収益	3,200	
3 その他営業雑収益	40	4,540
VI 営業雑費用		
1 受注工事費用	1,100	
2 器具販売費用	3,000	4,100
営業利益		3,330
VII 営業外収益		
1 受取利息	40	
2 有価証券利息	2	
3 受取配当金	140	
4 投資信託に係る収益分配金	80	
5 雑収入	330	592
VIII 営業外費用		
1 支払利息	200	
2 社債利息	90	
3 雑損失	40	330
経常利益		3,592

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

〔第二問〕

次の資料に基づき、A県に本店を置き電気供給業（電気事業法の規定による発電事業である。）を行うX株式会社（以下「X社」という。）の第68期事業年度に係る事業税額を計算過程を明らかにして算定しなさい。X社はA県のほかB県及びC県において同事業を行っている。

【資料】

- X社の第68期事業年度
平成29年4月1日から平成30年3月31日
- 資本金の額及び資本金等の額について
(1) 平成29年4月1日現在の資本金の額及び資本金等の額は、それぞれ1,298億6,000万円及び1,895億2,000万円である。
(2) 平成30年3月31日現在の資本金の額及び資本金等の額はそれぞれ1,428億5,000万円及び1,968億8,000万円である。
- X社の当事業年度に係る損益計算書は次のとおりである。

(単位：千円)

費 用	取 益
電気事業営業費用 (1,269,835,935)	電気事業営業収益 (1,556,655,671)
水力発電費 41,654,950	電灯料 221,090,557
火力発電費 419,233,653	電力料 1,069,238,652
原子力発電費 60,156,122	地帯間販売電力料 189,569,395
内燃力発電費 956,122	他社販売電力料 56,561,369
地帯間購入電力料 50,896,126	電機事業雑収益 20,195,698
他社購入電力料 51,167,698	
送電費 96,181,516	
変電費 54,313,552	
配電費 165,149,824	
販売費及び一般管理費 257,370,532	
事業税 12,585,988	
その他 60,169,852	
営業外費用 (39,812,016)	営業外収益 (21,665,892)
財務費用 29,695,765	財務収益 16,234,193
事業外費用 10,116,251	事業外収益 5,416,99
法人税等合計 (94,035,700)	
法人税等 94,035,700	
当期純利益 (174,637,912)	
当期純損失 174,637,912	
合 計 1,578,321,563	合 計 1,578,321,563

スバリの的中!

＜損益計算書の附記事項＞

1. 「売上原価」にはB県において行っている天然ガスの掘採に伴い申告納付した鉱産税20百万円が含まれている。なお、鉱産税の税率は100分の1である。
2. 甲社は、自社で掘採する天然ガスの他に、乙株式会社（収入金額に対する事業税を課される法人）から導管によるガスの供給を受け、当該ガスは自社の導管によりガスの需要者に供給を行っている。
「供給販売費」には乙株式会社に支払ったガスの代金1,500百万円が含まれている。
3. 甲社は、丙株式会社（収入金額に対する事業税を課される法人）からガス事業法に規定する託送供給を受けて大口供給を行っている。
「供給販売費」には丙株式会社に支払った託送料金3,000百万円が含まれている。
4. 当期において、売掛金300百万円が貸倒れとなった。
当該損失は「供給販売費」に含まれている。
5. 営業雑収益の「その他営業雑収益」の内訳は、次のとおりである。

ガスメーター及びガス器具賃貸料収入	20百万円
ガスメーター等検査手数料収入	16百万円
ガス供給に必要な施設を設けるため、ガスの需要者その他の施設によって便益を受ける者から取納する金額	4百万円
6. 営業外収益の「雑収入」の内訳は、次のとおりである。

建物の賃貸料収入	180百万円
（そのうち社宅貸付料収入は6百万円である。）	
損害賠償金収入	100百万円
不要品売却益	50百万円
（不要品売却による収入は300百万円である。）	
7. 特別利益の「投資有価証券売却益」は、投資有価証券を2,500百万円で売却したことにより生じたものである。
8. 特別損失の「固定資産売却損」は、固定資産を5,000百万円で売却したことにより生じたものである。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

4. 損益計算書における留意事項
 - (1) 「地帯間販売電力料」及び「地帯間購入電力料」とは、いわゆる9電力会社間における地帯間電力融通契約によって売買した電力の料金をいう。
 - (2) 「他社販売電力料」及び「他社購入電力料」とは、他の電気供給業を行う法人等との間で売買した電力の料金であり、上記4.(1)に該当しないものをいう。なお、「他社購入電力料」には、B県において公営電気供給事業を行っている地方団体B県及びC県において個人事業として電気供給業を行う丙野太郎氏からの購入電力料がそれぞれ765,167千円及び6,175千円含まれている。
 - (3) 販売費及び一般管理費には、電灯料収入に係る貸倒損失が15,400千円含まれている。
 - (4) 財務収益は、受取配当金、預金利息及び貸付金利息の合計額である。
 - (5) 「電気事業雑収益」及び「事業外収益」の内訳及び留意事項は次のとおりである。
 - ① 受託工事益1,697,423千円。なお、受託工事収入金額は8,691,652千円であり、下請業者に支出した金額は4,190,507千円である。
 - ② 貸地等収入 265,158千円
なお、上記金額のには社宅貸付料の収入金額が98,315千円含まれている。
 - ③ 固定資産売却益 1,298,695千円
なお、当該固定資産売却益に係る収入金額は16,591,115千円である。
 - ④ 電球引換料、配線貸付料及び諸機器貸付料の合計額 398,236千円
 - ⑤ 損害賠償金 876,915千円
 - ⑥ その他21,090,970千円（なお当該金額には課税標準の算定上控除すべき金額は含まれていない。）
- (6) 「事業外費用」に掛かる留意事項は次のとおりである。
 - ① 不用品売却損 817,256千円
なお、当該不用品売却損に係る収入金額は969,816千円である。
 - ② 固定資産売却損 957,898千円
なお、当該固定資産売却損に係る収入金額は3,947,162千円である。
 - ③ その他 8,341,097千円（なお、当該金額には課税標準の算定上考慮すべき金額は含まれていない。）

ズバリ的中!

住民税

本試験問題

〔第一問〕

問1 個人の道府県民税（均等割及び所得割に限る。）及び市町村民税における①及び②の制度について、以下の点に留意しつつ、述べなさい。

- ① 条例による減免
 - ・意義
 - ・対象者
 - ・納期との関係において対象となる税額の範囲
 - ・市町村民税において減免が行われた場合の道府県民税の取扱い
- ② 障害者等、納税義務者の事情に着目した住民税独自の非課税制度
 - ・意義
 - ・対象者
 - ・対象となる割の範囲

問2 個人の道府県民税及び市町村民税における申告手続に関して、以下の点について述べなさい。なお、寄附金税額控除に係る申告特例制度（いわゆる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」）について述べる必要はない。

- ① 申告書の提出先、提出期限
- ② 申告義務を有する者の範囲と、そのうち申告義務が免除される者の要件
- ③ 所得税の確定申告書が提出された場合の効果

〔第二問〕

② 株式等に係る配当所得に係る収入金額の明細

(単位：円)

区分	決算	決算月	収入年月日	株主総会決議年月日	収入金額
a 株式（上場）	年1回	3月	H28.6.25	H28.5.15	65,000
b 株式（上場）	年1回	12月	H28.5.13	H28.4.7	87,000
c 株式（非上場）	年1回	1月	H28.7.20	H28.6.24	160,000

(注1) 全ての株式の配当について、所得税の確定申告書に記載されている。

(注2) a 株式及び b 株式は M 源泉徴収選択口座内で保管され、これらの配当は分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

(注3) c 株式は、一般外貨建等証券投資信託の収益の分配に係るものである。

③ 国債の利子 15,000円
(注1) 平成28年1月1日以後に支払を受け、支払の取扱者所在地は X 県である。

(注2) 国債の利子について、M 源泉徴収選択口座内で保管され、所得税の確定申告書に記載されている。

TAC予想問題

●全国公開模試〔第一問〕

〔第一問〕

問1 個人住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。）の非課税制度について、その概要を述べなさい。
なお、条例による減免に言及する必要はありません。

●実力完成答練 第3回〔第一問〕

〔第一問〕

問1 個人の住民税（道府県民税及び市町村民税をいう。）の申告義務について述べなさい。（申告書の記載事項及び源泉徴収票の提出に言及する必要はありません。）

●全国公開模試〔第二問〕資料1

① 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	株主総会決議年月日	収入金額
A 株式（上場）	年1回	1月	H28.4.26	70,000
B 株式（上場）	年1回	3月	H28.6.10	120,000
C 株式（未公開）	年1回	3月	H28.6.20	45,000

(注1) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注2) A 株式及び B 株式は一般口座内で保管され、これらの配当は分離課税により申告されている。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕資料3

① 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	株主総会決議年月日	収入金額
a 株式会社（上場）	年1回	3月	H28.6.27	107,000
b 株式会社（上場）	年1回	1月	H28.4.22	68,700
c 株式会社(非上場)	年1回	7月	H28.10.23	276,500
d 株式会社(非上場)	年1回	3月	H28.6.19	178,700

(注) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税では上場株式については申告分離課税されている。なお、a 株式について負債利子の額が47,000円、b 株式について負債利子の額が10,500円ある。

●直前予想答練 第1回〔第二問〕

① 上場株式等に係る配当所得の収入金額

(単位：円)

区分	決算	決算月	株主総会決議年月日	収入金額
x 株式（非公開）	年1回	3月	H28.6.26	270,000
y 株式（上場）	年1回	12月	H28.3.28	34,000
z 株式（上場）	年1回	3月	H28.6.20	57,000

(注) 全ての株式の配当について源泉徴収され、所得税の確定申告に際して総合課税している。

なお、y 株式の取得に係る負債の利子が61,000円、z 株式の取得に係る負債の利子が59,000円ある。

ズバリ的中!

〔第二問〕

④ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
d 株式(上場)	H28.5.2	H28.7.14	323,000	215,000	7,000	証券会社
e 株式(上場)	H28.7.23	H28.10.1	254,000	403,000	6,000	証券会社

(注1) 上場株式の譲渡についてはM源泉徴収選択口座内で取引され、所得税の確定申告書に記載されている。

(注2) 甲の確定申告書において、措法37の12の2①と記載されている。

●全国公開模試〔第二問〕資料 I

(4) 譲渡所得に係る収入金額の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
D 株式(上場)	H28.5.20	H28.6.16	3,650,000	3,500,000	5,000	S 証券会社
E 株式(上場)	H28.9.9	H28.10.24	1,240,000	1,450,000	3,000	S 証券会社

(注) 全ての株式の譲渡について S 証券会社の特定口座内で源泉徴収され、所得税の確定申告書に記載されている。

●直前予想答練 第1回〔第二問〕資料 I

(2) 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
A 株式(上場)	平26.7.15	平28.9.5	1,045,000	770,000	3,000	証券会社
B 株式(上場)	平26.4.3	平28.11.28	448,000	500,000	3,000	証券会社
C 株式(上場)	平26.10.25	平28.12.10	232,000	120,000	3,000	証券会社

(注) 全ての上場株式の譲渡について同一の証券会社の特定口座内で源泉徴収され、所得税の確定申告書に申告分離課税の旨が記載されている。なお、平成28年度において上場株式の譲渡損失繰越が218,000円生じており、申告要件等の繰越控除の適用要件を満たしている。

ズバリ的中!

〔第二問〕

- ⑤ 支払社会保険料 730,000円
- ⑥ 支払生命保険料
- ・一般生命保険料（平成5年9月1日締結） 41,000円
 - ・個人年金保険料（平成26年4月3日締結） 57,000円
- ⑦ 支払地震保険料等
- ・旧長期損害保険料（平成18年10月15日締結） 13,000円
 - ・地震保険料 38,000円
- ⑧ 医療機関に支払った金額
- ・甲の疾病の診療・治療にかかった医療費 55,000円
 - ・甲の妻の疾病の診療・治療にかかった医療費 114,000円
 - ・甲及び甲の妻のインフルエンザ予防接種にかかった医療費 5,000円

〔注〕 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

⑨ 平成28年中に支出した寄附金の額

- ・Y市に所在する日本赤十字社の支部に対して寄附した金額 12,000円
- ・P県に対して寄附した金額 13,000円
- ・Q市に対して寄附した金額 18,000円

〔注〕 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、地方税法施行令第7条の17に該当する寄附金としてのY市に所在する日本赤十字社の支部の領収書と、P県及びQ市の受領証が添付されている。

●全国公開模試〔第二問〕資料Ⅰ

- (5) 支払社会保険料 424,600円
- (6) 支払生命保険料（平成23年12月31日以前に契約を締結している。）
- ① 一般生命保険料 120,000円
 - ② 個人年金保険料 64,000円
- (7) 支払地震保険料等
- ① 旧長期損害保険料（平成18年10月11日締結） 32,000円
 - ② 地震保険料 36,000円
- (8) 医療機関に支払った金額
- ① 甲の疾病の診療・治療にかかった医療費 117,500円
 - ② 甲の妻の疾病の診療・治療にかかった医療費 31,500円
 - ③ 甲及び甲の妻のインフルエンザ予防接種にかかった医療費 5,000円

〔注〕 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

(9) 支払寄附金額

- ① X県に対して寄附した金額 30,000円
 - ② X県の共同募金会に対して寄附した金額 5,000円
- 〔注〕 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、X県及びX県共同募金会の領収書が添付されている。

●実力完成答練 第1回〔第二問〕資料Ⅱ

〔資料Ⅱ〕甲が支払った保険料等の状況

- (1) 医療費
- ① 妻に係る分（平成28年8月支払い） 88,600円
 - ② 父に係る分（平成28年5月支払い） 354,120円
- (2) 社会保険料 855,721円
- (3) 生命保険料（平成28年に契約締結。生命保険契約に係る保険料39,000円・個人年金契約に係る保険料27,000円及び介護医療契約に係る保険料12,000円の合計額である。） 78,000円
- (4) 損害保険契約で地震等損害を補てんする契約に係る保険料 44,700円
- (5) 甲県A市所在の日本赤十字社支部に対する寄附金 473,000円
- (6) 甲県C市所在の甲県共同募金会に対する寄附金 284,000円

●実力完成答練 第4回〔第二問〕資料2

〔資料2〕甲が支出した保険料等の状況

- (1) 甲及び同一生計親族に係る社会保険料の支払額 1,362,000円
- (2) 生命保険契約に係る保険料の額194,000円及び個人年金契約に係る保険料の額103,000円
- いずれの契約も、平成23年に締結されたものである。
- (3) 平成21年に締結された損害保険契約で、地震等損害を補填する契約に係る保険料の額 98,000円
- (4) 甲及び同一生計親族に係る医療費の支払額 1,922,500円
- (5) A県C市に所在する日本赤十字社支部に対して支出した寄附金の額 100,000円
- (6) 甲の故郷であるF県G村に対して支出した寄附金の額 50,000円
- (5)及び(6)の寄附金の支出については、所得税の確定申告に際して申告書に領収書を添付して適法に申告している。

●直前予想答練 第2回〔第二問〕資料2

〔資料2〕甲が支出した保険料等の状況

- (1) 甲及び同一生計親族に係る社会保険料の支払額 1,084,000円
- (2) 生命保険契約に係る保険料の額76,000円・個人年金契約に係る保険料の額63,000円及び介護医療保険料の額55,000円
- いずれの契約も平成26年に締結されたものである。
- (3) 損害保険契約に係る保険料55,000円の内訳
- ① A損害保険契約（平成27年契約締結）で、地震等損害を補てんする契約に係る保険料の額 34,000円
 - ② B損害保険契約（平成18年契約締結）で、火災による損害を補てんする旧長期契約に係る保険料の額 21,000円
- (4) A県C市に所在する日本赤十字社支部に対して支払った寄附金の額 500,000円
- 同支部において収納され、所得税の確定申告に際して同支部の発行した領収書を添付して適法に申告している。

スバリの的中!

〔第二問〕

- (2) 甲の妻（昭和41年6月4日生）（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）
- ① 甲の経営する事業に、年間を通じて専ら従事している。
- (3) 甲の長男（昭和61年2月18日生）
- ① 給与所得に係る収入金額の明細
- ・A社から支払を受けた給与収入金額 5,850,000円
 - ② 一時所得に係る収入金額 1,800,000円
 - ③ 宝くじ当選金に係る収入金額 1,000,000円
 - ④ 支払社会保険料 852,000円
 - ⑤ 支払一般生命保険料（平成25年4月10日締結） 52,000円
 - ⑥ 医療機関に支払った金額
 - ・甲の長男の疾病の診察・治療にかかった医療費 123,000円
- ⑦ 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。
- ⑦ 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額
- 350,000円
 - ・前年分の所得税に係る課税総所得金額 3,404,000円
 - ・前年分の所得税額（税額控除前） 253,000円
- 〔注1〕平成26年10月15日から居住の用に供しており、前年の所得税において住宅借入金等特別税額控除額の適用を受けている。
- 〔注2〕なお、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等は、すべて8%の税率により課されるべき消費税額等であった。
- ③ 妻とは2年前に離婚し、再婚していない。

〔第二問〕

- (4) 甲の長男の子（平成25年5月5日）
- ① 甲の長男の確定申告書において、甲の長男の扶養親族とされている。
- (5) 甲の次男（平成6年10月2日生）（甲と生計を一にし、同居を常況としている。）
- ① 給与所得に係る収入金額の明細
- ・B社から支払を受けた給与収入金額 1,010,000円
 - ② 国立大学の学生である。
 - ③ 甲の確定申告書において、甲の扶養親族とされている。
- (6) 甲の父（昭和13年11月3日生まれ）の所得等の状況
- ① 老齢厚生年金の収入金額 3,569,000円
- ② 譲渡所得に係る収入金額等の明細
- （単位：円）
- | 区分 | 取得年月日 | 譲渡年月日 | 収入金額 | 取得費 | 譲渡費用 | 譲渡先 |
|-----|----------|----------|------------|------------|---------|-----|
| C土地 | H3.11.15 | H28.5.3 | 53,300,000 | 12,000,000 | 320,000 | 個人 |
| 家屋 | H3.11.20 | H28.5.3 | 21,000,000 | 4,900,000 | 200,000 | 個人 |
| D土地 | H6.6.24 | H28.10.8 | 58,200,000 | 31,000,000 | 450,000 | 国 |
| 骨董品 | H17.6.8 | H28.9.27 | 1,460,000 | 810,000 | 40,000 | 個人 |
| 絵画 | H26.3.2 | H28.8.16 | 840,000 | 630,000 | 50,000 | 個人 |
- 〔注1〕甲の父の確定申告書において、C土地及び家屋の譲渡は、居住用の家屋及び敷地の譲渡であることが証明されており、また、措法第31の3、措法第35と記載されている。
- 〔注2〕甲の父の機定申告件において、D土地の譲渡は国が買い取ったことが証明されている。
- 〔注3〕全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、取得費については、甲の父によって証明されている。
- ③ 支払社会保険料 217,000円

●全国公開模試〔第二問〕資料Ⅱ

【資料Ⅱ】

甲と生計を一にする同居の家族の所得等の状況

- (1) 甲の妻（昭和43年2月13日生）
- ① 甲の経営する事業に、年間を通じて専ら従事している。
- ② 事業所得及び不動産所得を生ずべき2つの事業に従事しており、また、当該それぞれの事業に従事した分量は明らかではない。
- (2) 甲の長男（昭和63年9月22日生）
- ① 給与所得に係る収入金額 3,752,000円
 - ② 一時所得に係る収入金額 750,000円
 - ③ 支払社会保険料 389,200円
 - ④ 支払一般生命保険料（平成23年12月31日以前に契約を締結している。） 79,000円
 - ⑤ 甲の長男の疾病の診察・治療にかかった医療費 45,000円
- ⑦ 保険金、損害賠償金その他これらに類するものによる補てんは行われていない。

●全国公開模試〔第二問〕資料Ⅰ

- ⑩ 前年分の所得役における住宅借入金等特別税額控除可能額
- ① 前年分の所得税に係る課税総所得金額
- ② 前年分の所得税額（税額控除前）
- ⑦ 平成26年7月12日から居住の用に供しており（特定取得に該当する）、前年の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている。

●全国公開模試〔第二問〕資料Ⅱ

- (4) 甲の次男（平成7年6月7日生）
- ① 給与所得に係る収入金額 1,009,000円
 - ② 国立大学の学生である。
 - ③ 甲の確定申告書において、甲の扶養親族とされている。
- (5) 甲の父（昭和24年10月29日生）
- ① 老齢厚生年金の収入金額 1,774,000円
 - ② 譲渡所得に係る収入金額等の明細
- （単位：円）

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
自動車	H21.4.4	H28.3.31	480,000	800,000	30,000	法人
土地	H13.3.25	H28.4.21	41,100,000	11,400,000	450,000	法人
家屋	H13.4.10	H28.4.21	14,500,000	9,550,000	300,000	法人
書画	H25.2.11	H28.5.10	1,600,000	225,000	0	個人

- 〔注1〕甲の父の確定申告書において、土地及び家屋の譲渡は居住用の敷地及び家屋の譲渡であることが証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文等」の欄には租特法31の3及び租特法35と記載されている。
- 〔注2〕全ての譲渡について所得税の確定申告書に記載されており、その取得費については、甲の父によって証明されている。
- ③ 支払社会保険料 62,800円

●実力完成答練 第2回〔第二問〕資料Ⅰ

- (4) 譲渡所得に関する資料

区分	取得時期	譲渡時期	譲渡先	収入金額	取得費	譲渡費用
絵画	平25.9.16	平28.2.27	個人	3,540,000円	2,240,000円	305,000円
家屋	平15.8.1	平28.10.20	個人	18,170,000円	8,383,000円	359,000円
a土地	平15.8.1	平28.10.20	個人	45,240,000円	20,190,000円	1,028,000円

※ 家屋及びa土地の譲渡は、特別控除の対象となる居住用の家屋及び敷地の譲渡であることが証明されている。なお、所得税の確定申告書に租特法31の3及び租特法35と記載されている。

ズバリ的中!

国 税 徴 収 法

本試験問題

〔第一問〕

問2 A株式会社は、平成27年3月決算（事業年度：平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）に係る法人税の確定申告分（法定申告期限：平成27年5月31日）について脱税行為を行っていたため、平成28年2月1日に国税犯則取締法に基づく強制調査を受け、さらに、税務調査により平成28年10月31日付で更正処分を受けている（同日の午前10時に更正通知書の送達、納期限：平成28年11月30日）。

X税務署長がA株式会社から上記の更正処分に係る法人税を徴収するため、理論上、滞納処分による差押えをすることができるとなり得た時期（差押えの始期）を早い順に、それぞれの差押えの要件と、その日付が始期となる理由を付して、答案用紙の指定欄に記載しなさい。

なお、解答に当たり、土日、休日等を考慮する必要はない。

〔第二問〕

次の設例について、以下の各問に答えなさい。

なお、解答に当たり、延滞税及び遅延損害金の額を考慮する必要はない。

また、解答は答案用紙の指定欄に記載すること。

〔設例〕

1 個人事業者であったAは、申告所得税（平成27年確定分、法定納期限：平成28年3月15日）1,000万円を滞納している。

2 滞納者Aは、所有する自家用車が故障したため、平成28年9月1日、P株式会社に修理を依頼した。

P株式会社が修理中の滞納者Aの自動車をX税務署長が差し押さえ、その後、修理は完了したものの、滞納者Aが修理代金（100万円）を支払わないため、P株式会社が引き続き自動車（評価額：800万円）を占有している。

問1 X税務署長が設例の自動車を換価するに当たり、これを占有するための措置を答えなさい。

また、その自動車の換価により徴収することができる金額とその理由を設例に即して答えなさい。

TAC予想問題

●直前予想答練 第2回〔第一問〕

2. 国税のための差押えは、大きく督促を要する国税の場合と督促を要しない国税の場合とに分けることができるが、下記に掲げる国税の差押えは、どのような場合に執行することができるか述べなさい。

- (1) 納税義務確定前であり、督促を要しない国税の差押え
- (2) 納税義務確定後であり、督促を要しない国税の差押え
- (3) 納税義務確定後であり、督促を要する国税の差押え

なお、上記の国税はいずれも、譲渡担保権者の物的納税責任の追及、担保の処分及び国税に関する法律の規定により一定事実が生じた場合に係るものではない。

●全国公開模試〔第二問〕

甲株式会社は乙リース会社とコピー機の賃貸借契約を締結した。（契約期間平成28年4月1日から平成29年3月31日）その際に、甲株式会社は1年分の賃借料252,000円（月額21,000円）を前払いしている。そして、その後乙リース会社は平成27年度分法人税（法定納期限等平成28年5月31日）668,000円を滞納し、所轄のA税務署長の引渡命令後、徴収職員により丙修理工場にあるコピー機が平成28年8月30日に差し押さえられた。なお、乙リース会社は、修理代金300,000円を未だ払っていない。そして、甲株式会社は、前記引渡命令により乙リース会社との賃貸借契約を解除した。これにより、甲株式会社は、A税務署長に対して前払賃料の請求をし、乙リース会社に対して損害賠償請求権（請求額250,000円）を有することになった。その後、A税務署長は、当該コピー機を公売に付し、1,140,000円で、換価した。（これに要した滞納処分費37,500円である。）

なお、この滞納処分に際し丙修理工場からA税務署長に対し、売却決定の日の前日までに、修理費未払いの事実について所定の方法によりその証明がなされている。

この場合における換価代金の配当順位及び、配当金額をその根拠を示して答えなさい。

② 他の財産状況、債権額及び契約期間の変動及び土日、休日などは一切考慮する必要はない。また、差押え後の公売及び具体的な取立手続については述べる必要はない。

ズバリ的中!